

緊急雇用対策、中小企業対策及び国への提案・要請等調査結果一覧表

1 緊急雇用対策の取組

	職業訓練	相談	要請	貸付	その他
北海道	<ul style="list-style-type: none"> ・非正規労働者で雇止めなどになった求職者等の再就職の支援を迅速かつ緊急に行うため、職業能力開発校で委託訓練を追加実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁及び各支庁に雇用調整関連特別労働相談室を開設 ・ホームページを開設し、離職した非正規労働者向けの再就職、生活支援策などの情報を提供 ・年末における労働相談、経営・金融相談等に対応する相談窓口を開設 	<ul style="list-style-type: none"> ・経済団体への雇用維持に関する要請 ・ものづくり企業に対する雇用維持に関する知事要請文の送付 ・企業訪問による雇用維持、内定取消防止等の要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活資金に係る貸付制度(勤労者福祉資金、生活福祉資金等)の周知、利用促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・非正規労働者で雇止めなどになった求職者の就職活動支援のためのセミナー、カウンセリングの実施 ・平成21年3月卒業予定の高校、大学等の就職未内定者、雇止めなどになった非正規労働者等を対象とした就職促進会(面接会)の開催 ・自動車、電気電子、一般機械など道内のものづくり産業への就職促進を図るため、学生や一般求職者向けに「ものづくり産業合同企業ガイダンス」の開催 ・IT産業への就職促進を図るため、学生等を対象に「新規採用企業合同説明会」の開催 ・国の20年度補正予算で措置された「緊急地域共同就職支援事業」を国と道が共同で取り組み、職場見学会や企業の人材確保等に関するコンサルティング、求職者に対する職業相談・職業紹介などを実施 ・市町村の地域づくりと連動した雇用増を伴う創業・新事業展開を支援する新一村一雇用おこし事業の積極的な活用による雇用の場づくり ・企業の雇用状況やその動向を把握するため、従業員30人以上の雇用保険適用事業所(約7,800社)に対し、企業の経営・雇用状況に関する緊急調査を実施
青森県	<ul style="list-style-type: none"> ・中高年離職者に対する短期講習の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・離職者に対する再就職支援等に関する合同相談会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の経済団体に対し、非正規労働者の雇用の安定、新規学卒者の内定取消の回避、労働者の雇用の維持、離職者の円滑な再就職支援について、知事、教育長及び青森労働局長から緊急要請を実施 ・離職者の雇用創出を図るため、県が発注する工事において、受注者が離職者を優先的に雇用するよう協力要請を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・離職者生活安定資金の活用促進を図るため、離職者に対する合同相談会において周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用の維持や離職者への再就職支援等に連携して対応するため、関係機関による緊急雇用対策本部を設置 ・深刻な雇用情勢に対応するため、緊急雇用対策プロジェクトチームを設置 ・離職者や非正規雇用労働者に対する総合情報提供サイトの開設 ・緊急地域共同就職支援事業の実施 ・雇用拡大を図るため、工事成績評定及び総合評価落札方式において、離職者を雇用した受注者を評価
岩手県	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の職業訓練コースにおいて離職者の訓練を実施(久慈、宮古高等技術専門学校) 	<ul style="list-style-type: none"> ・各広域振興局等に、離職者等に対する特別相談窓口を設置。 ・県庁に雇用や農林水産業への就業支援の窓口を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・7産業団体に対して緊急に要請活動を実施 ・各広域振興局等において各企業に対し随時要請活動を実施 ・県農協中央会、県森連、県漁連等72関係団体に農林水産業就業希望者への情報提供や相談、技術習得支援、土地のあっせんなど雇用対策の充実・強化について協力要請(12月25日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活福祉資金、母子・寡婦福祉資金等について、市町村や関係団体に対し、一層の周知を要請 ・離職者等への生活支援制度の概要について県ホームページに公開 	
宮城県	<ul style="list-style-type: none"> ・職種転換あるいは新たな職業に就こうとする離職者に対し、再就職に必要な知識・技能の習得のための訓練を高等技術専門学校で「緊急雇用対策訓練」を無料で実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣労働者、パートタイマー、契約職員などの非正規労働者の解雇や雇止めなどの問題について、適法・適正な就労を図るため「派遣労働者等の適正就労相談窓口」を設置。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の経済団体に対し、「非正規労働者の雇用の維持に努められたいこと」、「新規学校卒業者の採用内定の取り消しを行わないこと」について、知事及び教育長等から要請を実施 		<ul style="list-style-type: none"> ・再就職促進奨励金制度の拡充 ・事業主の都合による解雇者及び雇用予定者が円滑・迅速に再就職することができるように、緊急の合同就職面接会及び個別相談会を開催する。 ・非正規労働者の常用就職を支援する「常用就職相談会」、企業に対する正規雇用の促進を図るための各種助成制度などの説明を実施する「雇用関連支援施策説明会」の開催について検討中。 ・「地域共同就職支援センター」の設置 ・高校教員を対象とした就職の現状説明会を実施 ・就職未内定生徒への就職支援のため、宮城ジョブカフェと連携し、ジョブサポーターを学校へ派遣する。
秋田県	<ul style="list-style-type: none"> ・特定不況業種で就労する労働者及び雇用保険の受給資格のない離職者(フリーター等)を対象とした職業訓練の実施。(受講料無料。訓練手当等支給。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内に複数店舗を持つショッピングセンターの閉鎖に伴う大量離職者の発生により、県に「緊急雇用対策連絡協議会」を設置し、特別窓口の設置、就職面接会の開催、職業紹介及び職業訓練の紹介を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県、県教育委員会、労働局及び県高校PTA連合会による県内経済5団体に対する雇用維持及び新規学卒予定者の採用確保の要請活動を実施。 ・県内企業358社(12/9~26)を訪問し雇用維持の要請活動を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会が行う生活福祉資金のうち、離職者支援資金について償還利子3%を県が負担。 	

	職業訓練	相談	要請	貸付	その他
山形県		<ul style="list-style-type: none"> ・年末労働相談窓口を設置 ・山形県若者就職支援センターにおける最上・置賜出張相談窓口機能を強化するとともに、最上・置賜地域の若年者を対象に、地元企業の見学やワークショップ等を行うセミナーを開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内経済団体に対し、新規学卒者への求人確保・採用内定取消防止・雇用維持について、副知事及び山形労働局長から緊急求人要請を実施 ・県内の経済団体、労働団体、金融機関、行政機関の関係者が一同に会した「山形県雇用及び景気に関する緊急懇談会」を開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・離職者支援資金貸付制度年末相談窓口を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・「山形県緊急雇用対策本部」を設置
福島県	<ul style="list-style-type: none"> ・離職者の職場体験を行い、就職につなげる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・離職者からの相談に対応するため、年末閉庁日に臨時相談窓口を開設（12月29日～30日） ・離職者相談に応じる電話相談窓口を開設 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所に対して国と県で連携して非正規労働者の雇用維持及び離職者の社員寮等の退去猶予の要請を実施（12月8日） ・知事が経営者団体に対する雇用維持に係る要請を実施（1月7日） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「求職者緊急支援資金」の金利1.2%を1.0%に引き下げ（12月22日） 	<ul style="list-style-type: none"> ・知事を本部長とする緊急経済・雇用対策本部を設置し、第1回緊急経済・雇用対策本部会議を開催（11月25日） ・第2回緊急経済・雇用対策本部会議を開催し、緊急雇用対策プロジェクトチームを設置（12月22日） ・国の事業を活用して、県立学校へ就職促進支援員を配置 ・離職者に対して、再就職にあたっての心構えなどを学ぶ再就職支援セミナーを行う。 ・離職者と企業のマッチングを図るための就職面接会を実施する。
茨城県		<ul style="list-style-type: none"> ・雇用（労働）特別相談の実施（年末） 就労相談、カウンセリング、求人情報提供、解雇等就労相談 就農 ・緊急経済・雇用総合相談センターの設置 商工（金融、経営、就労）、福祉（生活資金、母子家庭）、土木（住宅への入居、建設工事代金）、教育（育英資金）、農林水産業・介護福祉事業（就労）など一元的な相談窓口の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・知事から県内経済団体等に対して雇用の維持等に関する要請を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活福祉資金貸付特別相談の実施（年末） ・母子寡婦福祉資金貸付特別相談の実施（年末） ・母子寡婦福祉小口融資貸付金（緊急生活資金）の実施（年末） 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共工事入札における新規雇用に対する優遇措置の導入
栃木県	<ul style="list-style-type: none"> ・離職された方等を対象に、県高等産業技術学校、民間教育訓練機関において、短期職業訓練を無料で実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・再就職に向けての総合的な支援を行うため、ジョブカフェとちぎ（とちぎ就職支援センター）、県労働政策課、各労政事務所（4カ所）に「緊急雇用特別相談窓口」を設置 ジョブカフェとちぎ内の同窓口は年末の12/15～30も開設 ・「緊急雇用特別相談窓口」の諸機能をそのままに移動開設する「移動ジョブカフェ」を開設 12月中に2回開催済、年度内に計12回開催予定 ・再就職希望者を対象とした「とちぎ再就職支援合同面接会」を開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会・商工会議所、工業団地管理組合等に対して、再就職や求人企業開拓に係る協力要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・勤労者生活資金の融資枠を拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハローワークとの連携の下、地域ごとに市町、経済団体、労働団体等を構成員とする連絡会議を立ち上げる
群馬県		<ul style="list-style-type: none"> ・製造業が集積する太田地区に緊急就職相談窓口を設置するとともに、中小企業労働相談所の労働相談体制を強化 ・ジョブカフェにおける年末特別就職相談及び県庁における年末特別労働相談を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内大手ゼネコンの経営破綻時に、県内主要経済団体及び建設産業団体連合会あてに知事及び群馬労働局長から雇用確保を要請 ・今後、雇用維持等に関する同様の要請を実施予定 		<ul style="list-style-type: none"> ・1/27に太田地区で緊急就職面接会を実施
埼玉県	<ul style="list-style-type: none"> ・高等技術専門校の求職者訓練の受講者数を緊急拡大 ・高等技術専門校の在職者訓練の講座を緊急に追加・拡大 ・伐採作業に従事するために必要な「伐木等の業務に係る特別教育」を無料で実施（講習終了証発行手数料のみ個人負担） 	<ul style="list-style-type: none"> ・県労働相談センターにおいて平日の労働相談に加え、年末に「解雇等対応臨時労働相談」を実施（12月27日、29日、30日） ・県労働相談センターにおいて1月～3月に臨時土曜労働相談を実施予定 ・「学生緊急特別相談窓口」を設置し、採用内定取消しを受けた大学生等への支援を実施。 ・ヤングキャリアセンター埼玉を年末に開所し、フリーターなど若年者の就職活動の支援を実施（12月27日、29日、30日） ・ヤングキャリアセンター埼玉を土曜日に開所し、派遣社員など非正規労働者に対して緊急の就職相談を実施（平成21年1月～3月） ・生活基盤の弱い母子家庭の生活不安の解消を図るため、緊急電話相談「母子家庭生活ホットライン」を実施（12月20日～26日） ・高校生、大学生等（大学、短大、専修、高専）、若年求職者を対象とした「若年者・新規高卒者等就職面接会」を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の経済団体等6団体に対し、雇用維持、採用内定取消しの防止等について、知事等及び埼玉労働局長の要請を実施 ・県内の主要経済団体を訪問し、高校生の就職促進に向けた協力を要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活基盤の弱い母子家庭の生活不安の解消を図るため、母子寡婦福祉資金の貸付要件を一部改善 ・県勤労者向け融資制度において、応急資金のうち貸金遅払いによるもの及び失業資金の一時的な金利の引き下げを実施（1月～3月） 	

	職業訓練	相談	要請	貸付	その他
千葉県		就業及び労働相談の窓口強化 ・「ジョブカフェちば」において求職中の若者、非正規労働者等に対して年末に緊急の就労相談を実施 ・緊急労働相談として、「千葉県労働相談センター」において、雇止めや解雇などの雇用労働問題でお悩みの方に対して、平日9時から20時まで専門の相談員が問題解決に向けた具体的な相談を実施	企業への雇用維持等の要請活動 ・知事・千葉労働局長の連名で、経済団体や各事業主へ雇用維持等の要請を実施		緊急雇用対策本部（県と千葉労働局との合同緊急雇用対策本部の設置及び対策の取りまとめ） ・県及び国に加え、経済団体、労働団体なども含めた体制を確立 ・雇用対策の取りまとめ
東京都		・非正規労働者及び内定取消し者に対する特別相談会の開催(12/15～19) ・採用内定取消等の緊急特別相談会の活用について都立学校に通知(12/12) ・年末臨時（就職活動/労働）相談窓口の開設(12/29・30)	・都内主要経済団体への雇用の維持や求人等に関する働きかけ(12/18・22)	・再就職を目指す離職者への緊急無利子融資の新設 ・中小企業従業員融資の利率の引き下げ(11/1～3/31) ・離職者支援・介護人材育成確保緊急対策事業	・東京緊急雇用対策本部の設置(12/5) ・公園の本来機能の回復、福祉施設での社会奉仕活動、放置自転車対策など、雇用創出効果の高い事業を区市町村が実施する場合に支援 ・採用内定取消しの状況把握、ハローワークとの緊密な連携及びきめ細かな就職支援を都立学校に通知(12/19)
神奈川県	・主に製造業の解雇者・離職者の再就職の支援を迅速かつ緊急に行うため、職業技術校及び産業技術短期大学校で「緊急特別短期訓練」と「緊急体験訓練」を無料で実施	・非正規雇用の労働問題を中心とした「緊急特別労働相談会」「緊急街頭労働相談」を実施 ・日曜労働相談の体制の強化 ・福祉・介護分野における緊急就職相談会の開催	・県内の主要経済団体及び県内事業所約8,000社に対し、労働者の雇用維持、雇用機会の拡大、新規学校卒業者に対する内定取消しの回避について、知事等及び神奈川労働局長から緊急要請を実施	・労働者生活資金貸付金の「応急生活対策資金」の貸付要件等を緊急的に緩和	・就職応援塾緊急セミナーの追加実施 ・事業主支援制度に関する「緊急雇用対策説明会」の開催 ・就業・就農に向けた農作業基礎研修の実施、林業就業前研修の実施、漁業への就業ガイダンスの開催
新潟県	公共職業訓練の実施枠を一部拡大して訓練受講機会を提供 ・中高年齢者向け「事業主委託訓練」の定員枠を40人確保し、受付期間を延長して募集（全県） ・上越地域でフリーター等若年求職者を対象に「デュアルシステムCAD科」（6か月訓練・定員10名）を新設（上越ツカール） ・求職者向け訓練「溶接科」（6か月訓練、新潟・上越・三条の各ツカールで実施）の定員を5名ずつ増員（30名 45名）	・解雇や賃金未払い等の労働相談を強化するため、県内3カ所（新潟市・長岡市・上越市）の労働相談所の相談受付時間を延長。また、12月29日、30日の年末にも電話相談を受付。	・県内の経済4団体（新潟県経営者協会、新潟県商工会議所連合会、新潟県商工会連合会、新潟県中小企業団体中央会）に対して、非正規労働者の雇用の維持確保や内定取り消しの防止を要請。（H20.12.3）	・倒産による解雇やリストラ等、離職を余儀なくされた方に対し、緊急に必要な生活資金貸付金の「離職者生活ローン」を創設	・中小企業の人材ニーズの把握・開拓等のため、特別求人開拓推進員を県内3カ所（新潟市・長岡市・上越市）のジョブカフェに配置
富山県	・県技術専門学院において、離職者を中心とした短期職業訓練の定員枠の拡大（49名増） ・民間委託にて実施している職業訓練コースの追加（1コース 8名増） ・県技術専門学院において、離職者を対象とした緊急特別短期訓練の新設（40名） ・県技術専門学院において、ジョブ・コーディネーター（就職支援相談員1名）配置による訓練生と求人企業のマッチング	・Uターン就職促進のため、県に「無料職業紹介所」を設置 ・労働相談ダイヤルの開設（昨年末の12月27、29、30日も開設） ・県技術専門学院において、職業訓練相談室の開設（1/7）	・県内経済界トップに対し、商工労働部長及び富山労働局長から雇用安定に向けた協力を要請（12/9,16） ・県内経済団体のトップと知事、労働局長が一同に会して雇用の安定に向けた取組について協議（1/9）	・離職中の生活の維持に必要な資金及び求職活動に必要な資金の貸し付けを行う離職者生活安定資金の実施	・潜在的な雇用機会の掘り起こしのため、ハローワークと連携し求人開拓を実施する緊急雇用対策支援員（2名）の配置 ・臨時職員募集に係る受付（昨年末の12月29、30日も受付）
石川県		・若年求職者の個別相談を行うジョブカフェ石川において、12月30日まで、土日祝休日についても相談窓口を開設 ・ジョブカフェ石川と労働局（ハローワーク）が連携し、人材を求めている企業とのマッチングの機会を増やすため、業種ごとなど、参加企業を限定してきめ細かくマッチングを行う緊急ミニ合同面接会を開催 ・石川労働局に要請し、12月20日から26日まで、(財)石川県産業創出支援機構の中小企業相談窓口、雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金相談員を配置	・石川労働局とともに県内主要経済団体等を訪問し、傘下企業への求人確保及び雇用維持を要請		・求人開拓推進員を4名配置し、県内事業所企業を訪問して、採用計画の調査や求人掘り起こしを実施 ・1ヶ月以内の企業実習を経て就職を目指す、県職場実習制度（いしかわジョブ・トライアル）の対象者の年齢制限を撤廃 ・雇用創出基金を活用した雇用の創出 ・全庁的な取り組みを推進するため、知事を会長とする「石川県雇用対策連絡会議」を設置 ・知事と石川労働局長の間で、連携して雇用の維持・創出に取り組むことを確認（12/21） ・県の臨時雇用で90人程度、県からの委託事業で60人程度雇用するなど、年度内の緊急雇用の場を確保することとした ・北陸財務局、日銀金沢支店、銀行協会、商工会議所連合会などのほか、石川労働局、中部経済産業局、経営者協会、連合石川なども加わった「石川県緊急経済・雇用対策会議」を設置（1月19日）し、経済対策と雇用対策の両面で、国・県・関係団体が連携した取り組みを推進

	職業訓練	相談	要請	貸付	その他
福井県	<ul style="list-style-type: none"> ・離職者の再就職の支援を迅速に行うため、県の職業能力開発校（2校）で緊急に追加の短期職業訓練（計2コース）を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・「福井県労働相談窓口連絡協議会」の設置（12月25日に設置） 相談機関（ジョブカフェ、弁護士会、社会保険労務士会等）、県、市町、労働局が連携して迅速に相談に対応 全相談機関を一堂に紹介するPRを実施 各相談機関の離職者相談状況の報告を受け実態把握 ・ふくいジョブカフェの臨時開館（12月27日～30日の4日間） 年末も臨時開館し、離職した若者の相談に対応 ・ふくいジョブカフェの出張就職相談 県内各地に出向いて出張就職相談を実施（1月5日越前市、1月8日大野市、1月27日勝山市、1月29日坂井市）2月以降も実施 ・「離職者のための合同相談会」の開催（1月22日） 雇用に関する法律相談、困りごと相談、外国人生活相談など ・介護・福祉就職特別相談窓口の期間延長（12月27日～30日の4日間） 年末も臨時に窓口を運営して福祉分野の無料職業紹介を実施 ・農林水産業就業等相談窓口の強化 年末の運営期間延長（12月27日～30日の4日間） 農林水産業関係求人、研修制度の紹介 	<ul style="list-style-type: none"> ・11月4日 県教育長から経済団体に高校生の採用維持・拡大を要請 ・11月7日 県高校校長会から主な内定企業に採用維持を要請 ・12月1日に「福井県雇用対策緊急連絡会議」を開催し、県から県経営者協会、県商工会議所連合会等の代表者に対し、雇用維持・継続と内定の維持を要請（今後あらゆる機会をとらえて要請する） ・12月20日 厚生労働省に対し「雇用失業情勢に係るデータの早期公表等」と「雇用対策の早期実施および拡充」について要望 		<ul style="list-style-type: none"> ・緊急就職面接会の開催 1月22日 合同就職面接会を開催（参加企業 約95社） 雇用の実態を把握し、機動的に開催していく ・県が独自に情報収集を行い、毎月10日毎に雇用情勢の動向を発表 ・景気状況や先行き判断に対するアンケート調査の実施・公表（1月から毎月） ・国の施策、県の施策と区別せず、知りたい人の立場になって、雇用施策をわかりやすく広報する（県のお知らせや求人情報誌などでPR）
山梨県	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急職業訓練等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・12月29日、30日に「雇用・労働相談」を実施 ・就農相談会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・9月28日に正社員雇用の拡大等を経済4団体及び1200企業に要請 ・12月1日に経済4団体に「新規学校卒業者に対する内定取消しと求人募集停止の回避」について、知事、県教育長及び山梨労働局長から要請 ・労働者の雇用維持、確保について企業・団体に要請 		<ul style="list-style-type: none"> ・緊急の「就職面接会」等の開催
長野県	<ul style="list-style-type: none"> ・離職者に対する職業訓練を促進するため、ハローワークと連携し、県技術専門学校への入校生募集（H21年4月入校）の取組みを強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急経済対策総合相談窓口の設置（H20.12.24～30、H21.1.5～） ・緊急労働相談窓口の設置 ・休日電話労働相談の実施 ・緊急雇用相談窓口の設置 ・移動ジョブカフェの開設 ・再就職支援合同説明会の開催（ハローワークと共催） ・障害者・母子家庭の母等就職困難者の就業相談強化 ・福祉人材確保のための職場説明会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用安定に向けた緊急メッセージ（H20.12.24） ・県内経済団体への緊急経済対策に係る協力要請（9団体 H20.12.24） 	<ul style="list-style-type: none"> ・失業者向けの生活資金緊急融資制度の創設 ・生活福祉資金（緊急小口資金）の年内貸付のための年末特別対応 	
岐阜県	<ul style="list-style-type: none"> ・離職者向け職業訓練（介護員養成研修、IT研修）の実施（21.1.末～） 	<ul style="list-style-type: none"> ・県庁、振興局、産業経済振興センター、人材チャレンジセンターに離職者等の相談窓口を設置（11カ所）（20.12.8～） ・西濃、中濃振興局には外国人相談窓口を併せて設置（20.12.8～） ・人材チャレンジセンターに求人開拓相談員を配置（外国人にも対応）（21.1.5～） ・年末年始の相談窓口体制（20.12.29～30） 離職者相談窓口、生活保護相談窓口、県営住宅募集窓口、融資等相談窓口 	<ul style="list-style-type: none"> <企業向け> ・県内の従業員50人以上の企業約1000社に「雇用の維持確保」等の要請文書を送付（20.12.24） ・県下の大規模な製造業を訪問し「雇用の維持確保」を要請（20.12.17～） <経済団体向け> ・県内の経済4団体に、雇用の維持及び求人確保を要請（20.11.12） ・県内の経済5団体に、新規学卒者の採用内定取り消しの防止を要請（20.12.22） 	<ul style="list-style-type: none"> ・経済変動対策緊急生活資金貸付金の創設（20.12.22～） 1世帯あたり100万円上限、利率：年1.5%、保証料：0.7～1.2% 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急雇用対策「合同企業説明会」を実施予定（21.1.16～） ・雇用創出事業プロジェクトチームの立ち上げ（20.12.26） ふるさと雇用再生特別交付金、緊急雇用創出事業の2つの基金を活用する事業の検討
静岡県	<ul style="list-style-type: none"> 離職者等に対する就業のための職業訓練や資格取得研修を充実（1月補正） 	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用等（県民相談、生活福祉相談、住宅相談、労働相談、就職相談）に係る年末の緊急相談窓口を開設 ・就職相談センター相談員の増員 ・離職者、就職未内定者を対象とした就職面接会を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣元及び派遣先事業主に対し、派遣労働者の雇用の安定を図るための措置に関する要請文を送付（12月3日付け：労働局長、知事の連名） 		

	職業訓練	相談	要請	貸付	その他
愛知県	<ul style="list-style-type: none"> ・定住外国人を対象としたタイル張り作業に関する職業訓練を、I N A X 建築技術専門学校へ委託して実施 ・34才以下の若年者を対象とした民間委託による職業訓練の定員を拡大して実施 ・求職者に対する職業訓練（受講料無料）の定員（平成21年度入校生向け）の拡大 ・民間委託による職業訓練の種類及び定員の拡大（平成21年度早々の委託に向け準備中） 	<ul style="list-style-type: none"> ・非正規雇用等の住宅、生活支援や雇用労働問題の相談を行う「非正規労働者等緊急相談窓口」を設置 ・生活支援や雇用労働問題を中心とした「緊急なんでも雇用労働相談会」を実施 ・年末(12/29、12/30)、非正規雇用等の住宅、生活支援や雇用労働問題相談に応じるため、電話相談窓口を開設 	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県知事及び愛知労働局長連名で、求人確保、雇用の維持、新規学卒者の採用内定取消しの防止などについて、経済団体を通して会員企業に要請 ・愛知県知事及び愛知労働局長連名で、派遣元事業所約6,600か所に雇用の維持・確保を要請 ・県職員が企業を訪問して、ハローワークへの求人登録を呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ・未組織労働者等に対する生活資金・住宅資金の融資を行う「労働者福祉資金融資制度」を活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・非正規労働者の相談窓口等の情報リーフレットの作成（5,000部）及び配布 ・雇用施策に関わる県、愛知労働局、関係団体で構成する愛知県雇用対策推進会議を開催し、連携を強化 ・非正規労働者であった離職者を主な対象とした就職面接会を、愛知労働局と共同で開催 ・離職者の就職活動を支援するため、雇用保険、就職活動の留意点等のセミナーを開催 ・新規学卒者等の就職を支援するため、合同企業説明会を県内4地域で、地元市・商工会議所と共同で開催 ・平成22年春卒業予定者へのファミリー・フレンドリー企業合同説明会に併せて、就職先が未定の新規学卒者を対象とする就職支援コーナーを設置 ・西三河6市・商工団体が開催する県内の文系大学・短期大学15校との情報交換会に県も参画し、大学等との連携を強化 ・若者の就職を支援するワンストップサービスセンター「ヤング・ジョブ・あいち」の若年求職者向けのセミナーの開催等の情報について、インターネット上の提供に加え、携帯電話サイトで提供
三重県		<ul style="list-style-type: none"> ・離職者（外国人を含む）を対象とした「離職者相談窓口」の設置 ・外国語（ポルトガル語等）に堪能な相談員を配置し、外国人からの就職に関する相談に対応 ・「三重県労働・生活相談室」での外国語通訳による相談を、月1回から毎週1回に拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員数50名以上の企業等約1000社に対し、課長級以上の県幹部職員が直接訪問し、雇用の維持及び採用内定の履行について協力要請を実施 		<ul style="list-style-type: none"> ・合同企業説明会（30社程度1回、10社程度1回）の開催
滋賀県	<ul style="list-style-type: none"> ・やむなく離職した若年者には、滋賀労働局と連携し、ヤングジョブセンター滋賀を中心とした就職セミナーや面談会の開催により支援するとともに、女性の再チャレンジや中高年層への再就職に役立つ職業訓練などの支援を実施 		<ul style="list-style-type: none"> ・知事が経済団体の代表に雇い止めを避ける努力を要請 ・県内の従業員100人以上の588事業所に対し、内定取消しの回避や雇用の維持などを知事および滋賀労働局長の連名で要請 		<ul style="list-style-type: none"> ・外国人雇用問題連絡会議を開催 ・外国人の雇用・生活にかかる情報交換会 ・外国人学校の就業状況の把握
京都府	<ul style="list-style-type: none"> ・若年求職者等を対象として、就職先を意識した短期（1ヶ月）集中型の職業訓練を民間の専修学校等に委託して実施しているが、雇用情勢の悪化を踏まえ、1月以降に追加実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・雇い止めなどにより離職を余儀なくされた非正規労働者を対象とした「非正規労働者緊急就業相談コーナー」や、雇用契約上のトラブル・苦情等の相談窓口「非正規労働ほっとライン」、「緊急農業雇用相談」窓口、「緊急林業雇用相談」窓口等を開設 ・「福祉の仕事」の緊急就職相談会を開催し、介護・福祉職場への就職斡旋等を実施する予定（H21.1.17,21,31の3日間） 	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣労働者の雇用の維持・確保を図るため、府内の派遣元事業主約1,000事業所に対して「雇用の維持・確保等に関する要請」を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活福祉資金貸付金制度の柔軟かつ迅速な運用について、実施機関等に対し要請 ・広域振興局等に「緊急農業制度資金相談」の窓口を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・国、府、市、経済団体、労働団体による「緊急経済・雇用対策特別会議」を開催し、中小企業等の経営安定と雇用の維持・確保のための緊急アピールを実施
大阪府		<ul style="list-style-type: none"> ・解雇・雇い止め、労働条件切り下げ、内定取消し等歳末労働相談会（12月4(木)～6日(土)） ・年末緊急臨時電話相談窓口の開設（12月29,30日） ・緊急！土曜・日曜労働相談会（1月24(土),25(日)） 	<ul style="list-style-type: none"> ・知事から経済団体の代表者に対して、下請事業者への発注確保や下請取引の適正化、雇用の維持確保等を要請 		<ul style="list-style-type: none"> ハローワークと連携し、解雇された派遣労働者向けの合同企業面接会を実施（2月予定）
兵庫県		<ul style="list-style-type: none"> ・勤労者相談窓口の年末開設 開庁日の12月29日・30日に窓口を開設。 兵庫労働局と共同実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用の維持・安定等に向けた経済団体への緊急要請 12月8日に 緊急の雇用維持・安定 正社員雇用と多様な人材活用の拡大 健康で生きがいをもって働ける労働環境整備、について県下の5経済団体に対し緊急要請を実施（兵庫労働局も同席、労働局としての要請を併せて実施）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活福祉資金（福祉費）貸付金の融資利率軽減 低所得者世帯を対象に兵庫県社会福祉協議会が実施している貸付について、融資利率を軽減。 	
奈良県			5		<ul style="list-style-type: none"> ・奈良県緊急雇用対策本部の設置

	職業訓練	相談	要請	貸付	その他
和歌山県		・「県労働情報センター」における労働相談の実施及び更なる周知	・県内の経済5団体や企業3,000社に対し、労働者の雇用の維持、雇用機会の拡大、新規学卒者に係る採用内定取り消しの防止について、知事及び和歌山労働局長から緊急要請を実施	・「生活福祉資金」の周知徹底（県広報誌による広報、県社協に対し市町村社協に住民への周知徹底を要請など）	・就職内定を取り消された学生等を含む、合同企業説明会の開催支援（「和歌山で働きませんか！」プロジェクト）
鳥取県	・高等技術専門校での短期職業訓練の追加実施 介護科（ホームヘルパー2級養成）50人 企業ニーズに即した実習訓練 10人 ・地域雇用創造計画に基づく人材育成研修の実施 ビジネススタッフ育成研修、品質工学人材育成研修等の実施 86人 受講奨励金を支給	・派遣労働者等緊急雇用相談窓口を設置（12月12日～） 12月末までに69人からの相談を受け付け ・緊急対策として年末（12/27～30）の相談窓口を設置 ワンストップ窓口により19名の相談に対応	・県内経済4団体に新規学校卒業者に対する内定取消しの回避について要請（12月2日） ・知事から県内主要経済団体に雇用維持を要請（12月25日）	・緊急対策として年末（12/27～30）の相談窓口を設置して対応 ・緊急対策として、貸付額の増額等貸付条件の緩和について国に要望	・既存事業の前倒し実施等による雇用の創出（280人程度）
島根県	・製造業等の解雇者、離職者の再就職を支援するため、高等技術校（職業能力開発校）において、県単独財源で緊急再就職訓練を実施予定。	・特別相談会の実施（県内2カ所・12月26日、27日） ・電話による年末特別相談の実施（12月29日、30日） ・雇用・生活相談窓口の周知（県HP、チラシ、新聞広報）		・制度、相談窓口について周知	
岡山県		・派遣労働者等の雇い止め等により失業を余儀なくされた若者の不安を軽減するため、12月29日及び30日におかやま若者就職支援センターにおいて、概ね35歳未満の若者を対象に緊急カウンセリングを実施した。	・11月11日に県・県教委・労働局の3者で、「内定取り消しを行わず、採用枠を確保しよう」経済団体に要請を行った。 ・さらに12月25日にも、知事、県教委及び労働局が岡山県経営者協会を訪問し、「派遣労働者等をはじめとした労働者の雇用の安定確保及び来春の新規学卒者の採用内定取消し回避並びに採用枠の確保等について」要請した。他に、岡山県経済団体連絡協議会、岡山県商工会議所連合会、（社）岡山経済同友会、岡山県中小企業団体中央会、岡山県商工会連合会に対しても、県、県教委、労働局が連携し、要請した。		・11月27日に新規学卒者合同面接会を開催。 ・2月17日に新規学卒者の就職未内定者及び若年求職者に対して就職面接会を開催。
広島県		・労働相談，就職相談への対応 ・相談窓口の年末までの延長（12/29・30開設） ・ミニ企業交流会，就職面接会の開催	・求人確保及び雇用の維持並びに新規学校卒業者の採用内定取消しの防止に係る経済団体への申入れ		
山口県	・OAビジネス科や介護実務科など7コース、延べ120名程度の緊急職業訓練の実施	・離職者緊急総合相談窓口の開設及び年末（12月30日まで）の臨時開所の実施 実施場所：県民局（県内6カ所）、山口県税事務所及び防府県税事務所） ・若者就職支援センター等の相談機関の年末の臨時開所（12月30日まで） ・「離職者に対する再就職支援・生活支援に関する相談窓口（県ホームページ）」の開設 ・「福祉施設見学会」の実施 ・農林漁業の新規就業ガイダンスの実施	・大幅な雇用調整を行う企業への文書要請 ・経済団体への雇用維持及び離職者に対する求人に係る文書要請 ・県内主要企業及び経済団体への内定取り消し防止に係る文書要請	・「山口県・市町離職者緊急対策資金」（融資利率1.0%、貸付上限額70万円）の融資枠拡大	・「離職者緊急雇用対策資金」（対象：離職者を2人以上雇用する中小企業者）の創設 ・道路・河川維持管理業務の前倒し発注による雇用創出 ・竹繁茂防止緊急対策事業の前倒し発注による雇用創出

	職業訓練	相談	要請	貸付	その他
徳島県	<ul style="list-style-type: none"> ・県立職業能力開発校の若年者を対象とした訓練コースの応募資格の緩和（35歳以下 40歳以下） ・県立職業能力開発校で委託職業訓練を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の非正規労働者等からの相談に対応するため、「徳島県労働雇用特別相談窓口」を設置（H20.12.24） ・社会的弱者（高齢者、母子、障害者）の方からの緊急的な生活相談等に応えるため関係機関に相談窓口を設置 ・徳島県福祉人材センターが実施する福祉職場への無料職業紹介事業の周知徹底 ・緊急経済雇用対策に係る相談窓口を農林水産部各課に設置 ・林業への就業希望者を対象に「森林の仕事ガイダンス」を、大阪市で全国森林組合連合会、県、県林業労働力確保支援センター等と共同で開催（H21.1.9～10） ・新規就農相談窓口の充実として、新規就農希望者からの相談を窓口で随時受け付け 	<ul style="list-style-type: none"> ・県教育委員会が徳島労働局、県商工労働部及び高校と連携して県内商工会議所及び商工会を訪問し、就職未内定者に対する求人確保及び採用内定取り消し防止等について要請 ・県内経済団体に対する雇用維持に係る要請 	<p>生活福祉資金貸付金において利子補給制度を創設 急激な経済変動による勤労者の負担の軽減を図るため、県の勤労者向け協調融資制度であるライフサイクル資金貸付の中に、「経済変動対策緊急生活資金」を創設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年12月24日に「徳島県緊急経済雇用対策本部会議」を設置し、ワンストップの総合相談窓口を開設するとともに、早期に緊急経済雇用対策をパッケージとして策定し実施に移すべく、現在、全庁的な検討を進めている。
香川県		<ul style="list-style-type: none"> ・県外での離転職者に対する香川県人材Uターンセンターにおける職業情報の提供や相談を充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の主要経済4団体に対し、非正規労働者の雇用の安定、内定取消しの防止、離職者の再就職支援を始めとする県内労働者の雇用維持と求人確保等について、知事、香川労働局長、県教育委員会教育長、四国経済産業局長から緊急要請を実施 		<ul style="list-style-type: none"> ・1月に開催する予定の正社員希望者向け就職面接会の内容を充実
愛媛県		<ul style="list-style-type: none"> ・若年者の就職支援を行う「ジョブカフェ愛work」での年末緊急職業相談の実施（12/29・12/30） 			<ul style="list-style-type: none"> ・緊急雇用対策本部に下部組織として「幹事会」を設置し、体制を強化（12/25 幹事会、1/7 本部会議）
高知県		<p>若年者のための就職支援相談センター「ジョブカフェこうち」を、年末年始（12月27・28日及び1月4日）開所。</p> <p>「ジョブカフェこうち」のキャリアコンサルタントによる高等学校出張相談の拡充。（未内定者の多い学校への相談回数増）</p> <p>林業就業支援（高知ハローワーク）の実施。（H20.12.25）</p> <p>森の仕事ガイダンスの開催。（H21.1.9～10）</p> <p>林業就業相談会の開催。（H21.2.14）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県内経済4団体に対し、「H21年3月新規高卒者の積極的な採用」について、知事及び教育長名で要請活動実施。 ・県内市町村長に対し、「H21年3月新規高卒者の積極的な採用及び雇用の維持・拡大」について要請通知。 ・県内経済4団体に対し、「雇用の安定・維持及び採用内定取消しの防止等」について、知事及び高知労働局長名で要請活動実施。 ・県内事業主・団体に対し「H21.3月新規学卒予定者の積極的な採用及び雇用の安定・継続について、産業部局が個別に要請活動を実施。 		<ul style="list-style-type: none"> ・県庁ホームページにおいて、求人求職情報を一元的に集約し提供する専用ポータルサイトを設置。（H21.2月開設予定） ・「ジョブカフェこうち」での若年者しごと体験講習枠の拡大。（200人枠 280人枠）
福岡県	<ul style="list-style-type: none"> ・1月末からOA事務を訓練科目とする2ヶ月間の委託訓練（福岡、久留米で25名）を追加実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内4ヶ所の労働福祉事務所に派遣・パートの雇止め等に関する相談窓口を12月19日に設置 ・福祉について、福祉人材センターに緊急相談窓口設置 ・農業について、農業改良普及センターに相談窓口設置 ・12月29日・30日開設（労働福祉事務所、若者しごとサポートセンター、福祉人材センター） ・労使に役立つ法制度・各種助成制度説明パンフレット作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の主要経済団体及び県内事業所（大企業、人材派遣会社）に対し、労働者の雇用の維持 新規学卒者の内定取消等の回避 雇用を分け合う共助の精神によるワークシェアリングの要請活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・労働金庫の離職者向けローンについて、積極的にPR 資金使途の緩和、返済期間の延長など融資要件の緩和を検討中 	<ul style="list-style-type: none"> ・再就職重点分野開拓（福祉・介護分野、農業分野、新生活サービスの分野、安全・保安の分野）各分野への参入を支援するため、求職者への合同会社説明会や業界情報提供を実施

	職業訓練	相談	要請	貸付	その他
佐賀県		通常の相談体制に加え、 ・年末特別労働相談を実施 ・1月2日、3日にUターン就職相談を実施	・12月2日に県内経済団体に対し、採用内定取消しの防止及び労働者の継続雇用について要請		<ul style="list-style-type: none"> ・県と労働局で派遣労働者等の雇止め等の調査を実施 ・ハローワーク、ジョブカフェSAGAなどの相談窓口で調査票を置いて把握 ・市町への相談状況の把握 ・年末年始休暇を利用して、県職員が親類、友人、近所の方などから情報収集 ・IT技術や訪問介護資格をとるための講習を実施 ・新規就農希望者に対する農業法人とのマッチングや研修を実施 ・佐賀県の発注・調達において、離職者を雇用する企業や団体を優先する仕組みを検討 ・離職者を雇用する可能性のある企業や団体、農業法人、福祉施設などが一同に集まったのマッチングセミナー（就職相談会）を経営団体とともに実施
長崎県	<ul style="list-style-type: none"> ・県内離職者の就職支援を迅速かつ緊急に行うため、民間教育訓練機関を活用した「ビジネスパソコン等訓練」や県立高等技術専門校で「造船溶接基礎訓練」を無料で実施。なお、高等技術専門校での受講者については、寮を提供。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別相談員の配置（2ヶ所） ・経済雇用対策等に関する年末特別相談体制（関係9部局、12/27～30） ・新規漁業就業者支援 新規漁業就業者の積極的確保に向けて、漁業技術習得支援事業や、漁船取得リース事業のPR及び経営開始時に要する無利子資金制度の相談・支援を行う。 ・新規就農支援 離職者が新規就農を希望する場合、農業技術研修制度や研修・経営開始等に要する無利子資金制度の相談・支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内企業約12,000社に対し、新規学校卒業者の追加求人依頼 ・県内主要企業に対し、直接訪問し、新規学校卒業者の追加求人依頼 ・県内企業に対し、内定取り消し回避について緊急要請 ・県内各農協に対し、集出荷、選果施設等作業員での、離職者の雇用について協力を要請 ・県農業法人協会（37法人）に対し、離職者の雇用、求人情報のハローワーク登録について協力を要請 		
熊本県	<ul style="list-style-type: none"> 離職者の再就職を支援するため、 ・パソコン基礎技術講習会の実施 ・技術講習会（介護、パソコン）、離職者訓練（ITコミュニケーション）の追加実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・NPOによる雇用相談等への支援 ・しごと・相談支援センターでの就職サポート相談の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内経済5団体に対し、知事及び熊本労働局長が雇用の維持・確保及び新規学卒者の内定取消防止等に関する要請を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活福祉資金の周知強化及び事務手続の迅速化 ・母子寡婦福祉資金貸付制度の周知強化 	
大分県	<ul style="list-style-type: none"> ・民間専門学校等に委託して行う職業訓練の拡充（定員60名追加） ・高等技術専門校訓練の拡充（大分高等技術専門校に短期入校定員20名追加） ・県立農業大学校における職業訓練の拡充（農業科3名追加） 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口（県労政・相談情報センター）の強化（相談専用ホットラインの開設。土日（12月27・28日）、祝日（12月23日）、年末（12月29・30日）の相談受付） ・緊急出張相談の開催（国東市12月20日土曜日、杵築市12月22日夜間） 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内経済3団体（県商工会議所連合会、県商工会連合会、県中小企業団体中央会）への雇用の維持・確保に関する要請（12月15日） 	<ul style="list-style-type: none"> 既存の貸付制度の周知・広報 	<ul style="list-style-type: none"> ・離職者居住緊急支援事業（新規） 雇止めを受けた非正規労働者等に離職後も引き続き住居を無償で提供する事業主に対して、家賃相当額を助成するもの。 （支援対象者は約650名、家賃相当額は1箇所あたり4万円を上限、予算4000万円）（12月16日から申請受付） ・農業・林業分野への就労支援（新規に農業・林業への就職を希望する離職者に対して、研修の場を提供） ・福祉・介護分野への就労支援（福祉・介護分野の仕事の説明会 事業所合同面接会 パート等による試験雇用 専門研修等による資格取得支援 正規雇用） ・女性就業支援の拡充 女性離職者の再就職に向けた支援（キャリアアップセミナー・就職応援研修・合同会社説明会。対象者数40名。） ・就職支援セミナーの開催（ジョブカフェ3箇所（大分市、中津市、別府市）で開催、受講60名） ・国の雇用調整金の活用促進（職員による企業訪問での説明、ホームページによる紹介） ・県で把握した再就職先情報（県の委託事業先企業、農業協同組合、森林組合等）の提供

	職業訓練	相談	要請	貸付	その他
宮崎県	<ul style="list-style-type: none"> ・離職者等を対象として、農業法人等における高いスキルを有する人材の確保支援、求人数が求職者数を上回る介護人材を育成するための技術習得支援、IT産業（景気失速の影響が少ないコールセンター）への就労に向けた研修等を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・離職者等への支援として、年末相談窓口を各分野（商工業・福祉・農林水産業・県営住宅関連）で設置（12月27日～30日） ・「地域共同就職支援センター」を設置し、非正規労働者の再就職支援等を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・知事が、宮崎県経営者協会・宮崎県信用保証協会・商工組合中央金庫宮崎支店・日本政策金融公庫宮崎支店・宮崎県銀行協会に対し、雇用の維持、制度融資の積極活用について要請を実施。 ・宮崎県商工観光労働部長及び宮崎労働局長が、宮崎県経営者協会・宮崎県商工会議所連合会・宮崎中小企業団体中央会・宮崎県商工会連合会に対し非正規労働者をはじめとした県内の労働者の雇用維持等及び新規学校卒業予定者の採用内定取消の防止について緊急要請を実施。また、雇用保険被保険者100人以上を有する県内企業に対し、要請文書を送付。 	<ul style="list-style-type: none"> ・離職者支援資金貸付（宮崎県社会福祉協議会）、住宅喪失者に対する資金貸付（国の制度）を実施 ・県育英資金において、勤労学生が失職した場合、当該学生本人を支援する特例緊急採用制度を創設 	<ul style="list-style-type: none"> ・再就職支援セミナーの開催（既存事業を追加実施）
鹿児島県	<ul style="list-style-type: none"> ・離職者に対する職業訓練を民間教育訓練機関等に委託して実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・離職者に対する雇用・生活支援に関する「ふるさと雇用緊急相談窓口」の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・経済4団体を訪問し、非正規労働者等の雇用維持及び新規学卒者に係る採用内定取消防止についての要請を実施 ・県内事業所に対し、非正規労働者等の雇用維持及び新規学卒者に係る採用内定取消防止について、郵送による要請を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・県社会福祉協議会や市町村等を通じ、平成21年3月31日までに借入申込を行う一定の条件を満たす世帯に対する緊急的な貸付助成を実施 ・就職安定資金融資（労働金庫資金）に係る保証料補助 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規雇用者（離職者等）の割合が一定以上であることを要件として、事業を実施（業務内容：道路・河川・砂防・港湾緑地等の清掃業務等、松くい虫駆除、森林の整備）
沖縄県		<ul style="list-style-type: none"> ・20年12月18日に東京事務所、大阪事務所、名古屋情報センター、福岡情報センターに緊急労働相談窓口を設置。今後、嘱託員を増員し窓口の強化を予定。 ・新規就農希望者のために新規就農相談センターを設置。 ・農業に関する基礎的な知識及び技術を習得する為に就農サポート講座を開設。 	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県内の企業2社、経済団体5団体に対し、雇用維持等を要請。今後、県内企業等の要請を検討中。 		<ul style="list-style-type: none"> ・本県の戦略産業である情報関連産業や観光関連産業の理解促進と魅力向上を図ることにより、学生や一般求職者の就職活動の促進を図る為、「県内戦略産業雇用促進事業」を実施予定。

2 中小企業対策の取組

	融資	経営相談	下請支援	公共事業	その他
北海道	<ul style="list-style-type: none"> 北海道中小企業総合振興資金に「原油・原材料価格高騰対策特別資金」を創設 中小企業金融に関する意見交換会の実施 道内金融機関への中小企業向け資金供給の円滑化要請 	<ul style="list-style-type: none"> 「金融円滑化に係る中小企業等経営・金融特別相談室」を本庁及び各支庁に設置 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の下請相談機能を強化するため、中小企業総合支援センター支所に専門相談員を配置 首都圏企業への個別訪問の強化による取引機会の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> 公共事業（補助・直轄）の追加実施（道路、河川、砂防、海岸、造林、治山、空港、漁港） 投資単独事業（現年分・ゼロ道債）の追加実施（道路局部改良、河川改修、小規模治山、海岸局部改良等） 	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業応援ファンドの活用
青森県	<ul style="list-style-type: none"> 「経営安定化サポート資金」の「経営安定枠」及び「原油関連枠」に係る融資限度額の引き上げや融資期間の延長及び借換枠の創設 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急保証制度に関する市町村等からの照会に対して年末対応を実施(12月29日、30日) 	<ul style="list-style-type: none"> 財団職員及び専門調査員による企業訪問を通じて、発注案件の掘り起こし及び取引斡旋等を行い、県内企業の受注拡大を推進 	<ul style="list-style-type: none"> 発注計画の前倒し等により、公共工事の早期発注を推進 県立学校の耐震診断・耐震補強工事の前倒し発注 	<ul style="list-style-type: none"> 知事が、地域金融機関トップに円滑な資金供給を要請 青森県信用保証協会の体質強化を図るため、7億円を限度として県が補助し同協会の与信力を補完することにより、県内中小企業の資金繰りを緩和 公立小中学校施設の耐震化促進のため、市町村が実施する耐震診断・耐震補強工事に対する経費助成制度を創設
岩手県	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業経営安定資金（県単融資制度）の融資枠の増枠（180億円 236億円） 	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業向け金融特別相談窓口の設置（土日祝日を除く） 		<ul style="list-style-type: none"> 債務負担行為による年度の切れ目がない公共事業の実施 	
宮城県	<ul style="list-style-type: none"> 緊急保証制度に呼応した県中小企業融資制度の融資対象者の拡充 新規融資枠の拡大 信用保証料の引き下げ 				<ul style="list-style-type: none"> 年末年始の資金需要期に、中小企業者からの金融相談に対応する窓口を設置し、中小企業向け制度融資や関連施策の説明及び紹介を行う。
秋田県	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業向けの経営安定資金を拡充。 9月 限度額3,000万円、融資枠150億円を別枠設定 12月 限度額を5,000万円、融資枠を300億円に拡充 1月 限度額を2億円、融資枠を400億円に拡充予定 	<ul style="list-style-type: none"> 県、商工団体、金融機関合同で年末資金相談会を開催（12/1～12/10） 12月29日、30日に相談窓口を開設 県、商工団体、金融機関の連携により経営改善計画の策定や実行を支援する企業再生支援事業を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 県外企業の発注情報の収集、県内企業への情報提供、取引斡旋を行う受発注アドバイザーを2名増員。（東北地区担当） 	<ul style="list-style-type: none"> 道路、河川、治山等の公共事業の追加、前倒しを9月、11月、12月、1月補正の4次にわたり実施（予定）。 	
山形県	<ul style="list-style-type: none"> 県の制度融資である商工業振興資金の経営安定資金（運転資金を対象）について融資枠を拡大 平成20年9月で100 200億円に拡大、さらなる拡大を検討中 平成21年度も拡大する予定 商工業振興資金の前向き資金（設備資金等を対象）について、雇用対策を拡充 従来、設備投資等に合わせ「35歳未満」の者を2名雇用した場合、貸付利率を0.2%優遇していた雇用対策について、年齢要件を「45歳未満」に引き上げ あわせて、当該雇用対策の対象資金を拡大 既存貸付の償還条件緩和（償還期間の延長、年度内実施に向け検討中） 	<ul style="list-style-type: none"> 年末金融相談の拡充（例年より期間を延長等） 中小企業の資金繰り等の経営相談に対応するため、年末特別相談窓口を設置 	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業の受注量の確保に向け、県外事業者（発注企業）を集中して訪問し、発注案件の開拓を重点的に実施 	<ul style="list-style-type: none"> 20年度9月補正予算において3億7,700万円を前倒し実施 20年度2月補正予算及び21年度当初予算で重点的に対応 	<ul style="list-style-type: none"> 雇用関係助成制度等ガイドブックを作成し、県内商工団体等相談窓口へ配布 中小企業の新製品開発や製造工程の簡素化等に向けたものづくりサポートを行う出前技術相談会を開催 副知事等による金融機関、信用保証協会等への中小企業金融円滑化要請の実施
福島県	<ul style="list-style-type: none"> 厳しい経済情勢の影響を受けている県内中小企業者を支援するため、国の緊急保証制度を活用した新たな制度資金「経営安定特別資金」を創設。 	<ul style="list-style-type: none"> 年末閉庁日に金融関係の臨時相談窓口を開設。（12月29日～30日） 			<ul style="list-style-type: none"> 副知事が県内金融機関等を訪問し、中小企業の資金繰り円滑化について協力を要請。（11月26日～28日）
茨城県	<ul style="list-style-type: none"> セーフティネット融資（緊急保証枠）の創設 中小企業の資金繰りを活用するための新たな緊急保証枠の創設 	<ul style="list-style-type: none"> 金融（経営）特別相談の実施（年末） 制度融資、緊急保障制度等資金繰りに関する相談 請負代金不払特別相談の実施（年末） 	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業の受注確保対策の強化 特別商談会の開催等 	<ul style="list-style-type: none"> 公共事業前払率4割の徹底 	
栃木県	<ol style="list-style-type: none"> 「緊急環境変化対策資金」を創設（融資枠150億円、融資限度額5,000万円、融資期間10年以内、融資利率1.6%以内） 「経営安定資金」（基盤強化融資）の拡充（融資対象要件の緩和、融資限度額の引き上げ、融資期間延長、借換要件の緩和） 「経営安定資金」（小規模企業振興融資）の拡充（融資限度額の引き上げ、融資期間の延長） 「中小企業運転資金」の拡大（融資枠の拡大） 	<ul style="list-style-type: none"> 県経営支援課に制度融資、緊急保証制度、経営改善等の相談を行う専用窓口である「緊急金融特別相談窓口」を設置 同窓口を金融機関等の営業日に合わせて、年末の12/29、30も開設 	<ul style="list-style-type: none"> （財）県産業振興センターに中小製造業の受注確保、開拓に関する相談を行う専用窓口である「受注確保特別相談窓口」を設置 同窓口を年末の12/29、30も開設 企業訪問等による新規需要開拓や発注情報の掘り起こしを実施 発掘した発注情報を早期に受注に結びつけるため商談会を開催 第1回商談会は12月2日に開催済 	<ul style="list-style-type: none"> 公共事業等の追加（13億円）11月知事専決 	<ul style="list-style-type: none"> 知事が直接、県内の主要金融機関に対して円滑な資金供給の確保を要請（他の金融機関、信用保証協会、商工団体等の関係機関に対しては文書により同旨の要請を実施）

	融資	経営相談	下請支援	公共事業	その他
群馬県	<ul style="list-style-type: none"> 経営サポート資金の融資枠を拡大（370億円700億円） 金融機関等への中小企業金融円滑化の要請 移動金融相談会の実施 年末特別相談窓口の開設 	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業等の相談に対応するため、受注に関する特別相談窓口を設置 	<ul style="list-style-type: none"> 県内発注企業向けプレゼンテーションキャラバンの実施（県内中小企業が希望する県内の発注企業にキャラバン隊として出向きプレゼンテーションを実施） 首都圏発注開拓の強化（首都圏をはじめ県内外の発注企業を訪問し、発注開拓にウェイトを置き重点的に実施） 個別商談会の開催（受注機会の確保を図るため、首都圏発注開拓で発掘した発注案件に対し、あっせん精度を高めるために個別商談会を実施） 	<ul style="list-style-type: none"> 入札契約制度の弾力的運用主として中小建設業者の入札参加が見込まれる一定規模未満の工事について、入札契約制度を弾力的に運用し早期の契約締結を図る。 公共事業の前倒し実施 中小事業者等の受注機会を早期に確保するため、公共工事（県単独地域道路管理事業、県単独治山事業等）の発注の前倒し実施（ゼロ県債による） 	
埼玉県	<ul style="list-style-type: none"> 経営安定資金（知事指定業種）の対象者要件の緩和 経営安定資金（知事指定業種）受付期間の延長（12月末 3月末） 省エネ設備等導入に対する制度融資のPR強化 低公害車導入に対する制度融資のPR強化 	<ul style="list-style-type: none"> 年末資金繰り等の相談に対応するため、12月31日まで窓口開設 省エネルギー相談のPR強化 省エネセミナーの開催回数増加 	<ul style="list-style-type: none"> 県発注工事における県内企業下請け県産品の活用促進 総合評価方式において、「県内下請の選定」と「県産資材の選定」を選択できる評価項目の一つとして位置づけ。 低入札工事などにおける下請け取引の適正化 低入札調査基準価格及び最低制限価格の改定にあわせ、低入札調査後契約した工事において、下請け業者等へのしわ寄せなどが行われていないか追跡調査を実施。 小規模企業の受注拡大を目的とした地域商談会の開催 発注企業を会場に実施する展示商談会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 工事発注量の確保 用地費から工事費への振替、切れ目のない発注、前倒し発注等 支払の迅速化 工事代金の支払い期間の短縮化、中間前払金の活用の促進等 国の2次補正の活用 	<ul style="list-style-type: none"> 埼玉県銀行協会、埼玉県商工会議所連合会等に対し、年末の資金需要への対応について知事を先頭に緊急要請を実施 「地域建設業経営強化融資制度」の活用
千葉県	<ul style="list-style-type: none"> 【中小企業向け制度融資の拡大】 セーフティネット資金市町村認定5号の金利引き下げ 市町村認定以外の融資対象者の要件の緩和 市町村認定5号の対象業種の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> 【金融・経営相談の土曜日実施】 12月13日までの各土曜日に、県において金融制度等の相談を、（財）千葉県産業振興センター・創業経営革新センターにおいて経営にかかわる相談を実施。 【年末の金融相談実施】 中小企業の資金繰りについて、年末の銀行営業日に合わせ県制度融資等の電話相談を実施。 【小規模事業経営支援事業】 県内43商工会に「緊急金融相談窓口」及び金融相談担当者の設置 県連の中小企業金融特別相談窓口への相談室長の設置 緊急保証制度、県・市町村の制度融資等の周知徹底 経営革新に関する相談・指導の充実 創業・再チャレンジの相談・指導の充実 		<ul style="list-style-type: none"> 【公共事業の前倒し実施】 安心、安全と地域の活性化を支援する道路ネットワークの確保に向け高規格幹線道路等の整備を促進。（道路直轄事業負担金） 特別支援学校の校舎等の建物について耐震化工事を実施するとともに、分校・分教室整備事業を実施。（特別支援学校分校・分教室整備事業） 災害時における緊急輸送道路等の落石、崩落等の恐れのある箇所の防災対策及び交通安全の緊急対策等を推進する。（道路・橋りょう事業） 都市内の交通渋滞を緩和するための踏切の緊急安全対策等を推進する。（街路整備事業） 県立学校の校舎、体育館等の建物について耐震化工事を実施する。（県立学校耐震化推進事業） 津波災害や台風等による深刻な高潮災害から県民の生命・財産を守るため高潮対策等を推進する。（港湾事業） 	<ul style="list-style-type: none"> 【金融機関への要請】 知事親書により県内金融機関に対し、円滑な資金供給についての要請を実施（実施済）。さらに、引き続き金融機関との情報交換等を通じ、県制度融資の適切な運用を依頼していく。 【県制度融資に係る金融機関の貸出姿勢等に関するアンケート調査】 県制度融資に係る金融機関の貸出姿勢について、商工会議所等が行っている金融相談等からその実態を把握するため、アンケート調査を実施し、県制度融資の適切な運営を図っていく。
東京都	<ul style="list-style-type: none"> 国の緊急保証制度に対応した都制度融資のメニューの創設及び融資枠の拡充 小規模企業者に対する信用保証料補助の拡充 つなぎ資金融資の融資限度額の拡大 福祉施設経営改善のための特別融資制度の新設 	<ul style="list-style-type: none"> 12/29、12/30の2日間において、経営・融資に関する臨時相談窓口を開設 		<ul style="list-style-type: none"> 中小企業向け公共工事の年度内発注量の増大 維持工事におけるゼロ都債の活用 上下水道における公共工事の年度内発注量の増大 	<ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施する「中小企業倒産防止共済」の掛金の一部を新たに補助
神奈川県	<ul style="list-style-type: none"> 融資対象業種の拡大、中小企業制度融資の融資期間を7年から8年に延長 	<ul style="list-style-type: none"> 金融や信用保証などの相談に対応するため、経営総合相談室で行っている経営相談（無料）を拡充し、土曜相談を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業の受注量の確保に向け、親事業者（発注企業）を訪問し、発注案件の開拓を集中的に実施 	<ul style="list-style-type: none"> 中小事業者等の受注機会を早期に確保するため、公共工事等（漁港整備工事、水道施設工事）の発注の前倒し実施 	<ul style="list-style-type: none"> 知事及び副知事が地域金融業界トップに円滑な資金供給の緊急要請を実施
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業制度融資の創設等 国の緊急保証制度導入に合わせた融資制度創設 商工会議所の経営安定特別相談室を活用した融資制度創設 県制度融資の元金返済を最大6ヶ月猶予 信用保証協会による「あっせん保証」の実施 中小零細企業まで行き届いた資金繰り対策が実施されるため、保証協会が直接、相談・申込み窓口となり、金融機関に融資のあっせんを行う「あっせん保証」を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業金融相談窓口の設置 中小企業の年末資金繰り支援のため、年末は12月30日まで開設。年明けは1月5日から再開。 	<ul style="list-style-type: none"> 下請適正取引推進説明会を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 発注の前倒し、平準化等 県単独事業について、平成21年度予算の前倒しを実施（平成20年度予算補正） 工事発注の平準化や起工準備期間の確保等のためゼロ県債、ゼロ国債（債務負担行為）を設定 工事代金早期支払いの市町村への要請 建設業者の資金繰り円滑化のため、県において早期支払いの徹底を図るとともに、市町村に対して同様の取組を要請 	<ul style="list-style-type: none"> 地域中核企業の販路開拓支援 地域中核企業の受注拡大を図るため、地域におけるサプライチェーンの中核として地域内に協力企業を抱える企業（地域中核企業）の販路開拓に向けた見本市等出展経費に対し助成

	融資	経営相談	下請支援	公共事業	その他
富山県	<ul style="list-style-type: none"> ・経済変動対策緊急融資の充実 利率の引き下げ（1.9% 1.65%） 対象要件（売上げ減少率など）の緩和 ・緊急経営改善資金（借換資金）の拡充 融資期間 7年以内 10年以内 限度額 4000万円 8000万円 融資対象 県制度融資以外の資金も対象 ・設備投資促進資金の利率引き下げ 2.1% 1.9% 	<ul style="list-style-type: none"> ・金融相談窓口の設置（昨年末の12月27～30日も設置） 	<ul style="list-style-type: none"> 下請かけこみ寺にて、弁護士無料相談事業を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業者の受注量の確保に向け、公共事業等の発注の前倒し実施 ・中小企業者の資金繰りに配慮し、昨年末の12月29、30日も公共事業等の支払い業務を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・県制度融資の効果を十分に発揮できるよう金融機関や信用保証協会に対し連携協力を要請するため、「金融円滑化連絡会議」を開催 ・年末の中小企業の資金繰りを関係機関が連携して支援することを確認するため、「地域融資動向に関する情報交換会」を開催 ・年末における中小企業への円滑な資金供給について改めて要請するため、「中小企業の金融等に関する意見交換会」を開催
石川県	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急保証制度を活用した制度融資の創設・拡充（11/12～） 緊急経営安定支援融資（低利融資）の創設（融資枠150億円） 資金繰り支援分の拡充（借換対象を拡大、融資枠35億円 70億円） ・上記制度融資の融資枠の拡大（12/21～） 緊急経営安定支援融資（150億円 300億円） 資金繰り支援分（70億円 140億円） 	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業の金融相談や経営相談に応じるため、1月12日から中小企業特別相談窓口を設置 ・年末の資金需要に対応するため、12月20日から30日まで、上記相談窓口を土日祝日も開設 ・県内3地区（金沢、加賀、能登）へ出向いて、経営や金融の地区別相談会を開催 ・中小企業の経営改善を支援するため、外部専門家を派遣する事業を充実させ、きめ細かな経営相談を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・県外での受注開拓懇談会の開催回数を増やし、受注開拓への支援を強化（H21年度予定） ・県内受注企業の業況を巡回相談等により聴取予定 		<ul style="list-style-type: none"> ・11月12日、12月21日の2回にわたり、北陸財務局、日本銀行金沢支店をはじめ金融関係団体、商工関係団体の参集の下に「金融円滑化会議」を開催し、知事から各団体のトップに対し、円滑な資金供給についての協力を要請 ・「石川県緊急経済・雇用対策会議」を設置（1月19日） 【再掲】 地域資源等を活用した新商品開発や販路開拓を支援する「産業化資源活用推進ファンド（活性化ファンド）」において、特に景気の影響を受けやすい小規模事業者を別枠で支援するメニュー（小規模事業者枠）を創設（H21年度予定）
福井県	<ul style="list-style-type: none"> 経営安定資金の融資要件を緩和（緊急保証制度に合わせて緩和） ・売上げ減少要件（5%減少 3%減少）等の緩和 経営安定資金の中に保証料を軽減する緊急保障支援分を創設 ・必要となる保証料（0.5%）の1/4を県が負担 緊急保証支援分の利用急増に伴い、専決処分により融資枠を拡大 ・50億円 200億円 	<ul style="list-style-type: none"> 県制度融資に関する特別相談窓口を開設（12月29～30日） 経営相談窓口の年末延長の実施（12月29～30日） 生活衛生営業事業者に対し経営相談窓口の設置、経営指導員等による巡回指導の実施 		<ul style="list-style-type: none"> 県単独公共事業の前倒し実施（ゼロ県債の設定） 市町が行う公立小・中学校耐震化の前倒しを支援（補助金） 市町等が行うCATV施設整備の前倒しを支援（補助金） 単品スライド条項の運用拡大 ・対象を全ての建設資材に拡大 	<ul style="list-style-type: none"> 12月19日 経済産業省に対し信用保証制度の見直しについて要望
山梨県	<ul style="list-style-type: none"> ・国の原材料価格高騰対応等緊急保証の開始（H20.10.31）により、県商工業振興資金の不況業種対策融資の利用が11月以降急増したことを踏まえ、12月補正予算で同資金の総融資枠を320億円に増額。 	<ul style="list-style-type: none"> ・年末における「緊急経済・雇用対策」相談窓口の開設を関係機関に依頼し、金融等相談窓口7機関（県、県中小企業団体中央会、県商工会連合会（及び各商工会）、甲府商工会議所、富士吉田商工会議所、やまなし産業支援機構、県信用保証協会）、雇用・労働相談2機関（県、山梨労働局）で、年末の12月29日、30日に相談窓口を開設 		<ul style="list-style-type: none"> ・中小事業者等の受注機会を早期に確保するため、公共工事等（農道工事、鳥獣害防止柵設置工事等）の発注の前倒し実施 ・国の経済対策に呼応して、県内経済の活性化及び県民の安全・安心の確保を図るため、県単独の防災対策事業の前倒し発注を可能な限り実施 ・中小事業者等の受注機会を早期に確保するため、公共工事（治山工事、林道工事）の発注の前倒し実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業を訪問し、潜在的な経営資源を掘り起こすとともに、専門家による事業計画の作成から販路開拓までの総合的な支援を実施 ・債務負担行為を活用することにより、事業を前倒しして今年度中に公募し、十分な研究開発期間を確保するなど中小企業の研究開発への取組を促進する。 ・11月26日、知事が県内金融機関の代表者に対し、中小企業金融の円滑化を直接要請。
長野県	<ul style="list-style-type: none"> ・国の緊急保証制度に対応した県制度資金のメニューについて融資目標額を拡大 ・短期資金の需要に応えるため、別枠の短期資金のメニューを創設 ・返済負担の軽減を図るため、借換制度を拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業の資金、技術、経営に関する年末相談窓口の設置（12月27日～30日） 	<ul style="list-style-type: none"> ・経営相談や受注開拓に向けた、集中的企業訪問（御用聞き）の実施 ・技術提案型のキャラバン隊や個別商談会の集中実施による、発注案件の開拓 	<ul style="list-style-type: none"> ・1月補正予算案に、公共事業・県単独事業を計上 * 来年度予定している県単独事業について、積極的に前倒しを実施 * 国の補助事業（公共事業）についても、国補正予算成立後、速やかに事業着手できるよう、できるだけ先行して取り入れて実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・県産品の購入促進等に関する緊急アピール（H20.11.27）
岐阜県	<ul style="list-style-type: none"> ・経済変動対策資金の融資限度額の引上げ、利子補給 ・信用リスクの高い中小企業者への信用保証料補給 ・セーフティネット保証5号認定を受けた事業者への信用保証料補給 ・借換資金の融資要件緩和（償還期間10年以内を新設） ・新エネルギー等関連資金の創設 ・中小企業緊急雇用安定助成金に対応した雇用維持関連資金の創設 	<ul style="list-style-type: none"> ・年末における中小企業者向けの県制度融資相談窓口の開設（H20年12月29日、30日） 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内中小企業の受注開拓を目指し、県内のみならず関東圏の親事業者（発注企業）を積極的に訪問し、取引の拡大を図っている。 ・受発注の拡大及び新規取引先の開拓のため、県内中小企業と県内外の発注企業とが一堂に会する商談会を開催予定 		<ul style="list-style-type: none"> ・県内の主要金融機関のトップに対し、資金供給の円滑化を要請

	融資	経営相談	下請支援	公共事業	その他
静岡県	<ul style="list-style-type: none"> ・経済変動対策貸付融資枠の拡大及び融資利率の引下げ 融資枠 245億円 345億円(12月補正) 645億円(1月補正) 利率 1.7% 1.5%(12月補正) ・地域建設業経営強化融資制度の導入(11月20日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・経済情勢悪化に対応した相談窓口の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・下請取引適正化講習会の追加実施 ・下請セーフティネット債務保証事業の拡充(11月4日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域建設業経営強化融資制度の導入(11月20日) *再掲 ・下請セーフティネット債務保証事業の拡充(11月4日) *再掲 	
愛知県	<ul style="list-style-type: none"> ・県制度融資の融資限度額8千万円から1億円への増額、融資期間最長7年から10年への変更及び融資要件緩和を実施 ・融資対象業種の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業対策全般、金融支援策、技術指導などの相談を行う「中小企業緊急対策相談窓口」を、県機関及び関係機関に設置 ・年末(12/29、12/30)、中小企業の方からの融資相談に応じるため、電話相談窓口を開設 	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業対策全般、金融支援策、技術指導などの相談を行う「中小企業緊急対策相談窓口」を、県機関及び関係機関に設置(再掲) 		<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関へ、既往の貸出金について、緊急保証制度を利用した借換えや条件緩和への協力など、個別企業の実情に応じた柔軟な対応を要請 ・県職員が中小企業を訪問し、現場の声を聞くとともに、施策のPRを実施 ・中小企業支援に関わる県、関係団体で構成する愛知県中小企業対策推進会議を開催し、連携を強化
三重県	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関に対し、副知事をはじめとする県幹部職員が直接訪問し、中小企業が年末の資金繁忙期に不測の事態に陥ることがないように、円滑な資金供給について協力要請を実施。 ・三重県中小企業融資制度「原材料価格高騰対応等緊急資金」の融資条件を拡充。(名称:セーフティネット資金(原材料価格高騰対応等緊急資金)) 融資限度額を8千万円から1億円に拡大 融資期間を7年から10年に延長 	<ul style="list-style-type: none"> ・資金繰り等に関する経営者の相談に対応する「金融経営特別相談窓口」の設置 ・12月29日、30日相談窓口の開設 			
滋賀県	<ul style="list-style-type: none"> ・「原油・原材料高騰緊急対策資金」の創設 ・県制度融資「セーフティネット資金」の対象要件緩和 対象業種拡大、条件の緩和(売上高等の減少要件5% 3%、 (利益要件を追加) 		<ul style="list-style-type: none"> ・(財)滋賀県産業支援プラザの専門調査員が企業訪問を行い、受発注情報の掘り起こし、収集、取引斡旋を実施 ・県内外の見本市への出展や商談会の開催 ・「下請かけこみ寺」の体制強化(無料法律相談) 	<ul style="list-style-type: none"> ・資金需要の大きい年末を控え、中小企業への支払い事務について、支払い期間の短縮を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・知事名で県内金融機関、信用保証協会へ円滑な資金供給を要請 ・相談窓口「しが中小企業金融緊急ホットライン」の設置。 (年末12月29日、30日も対応)
京都府	<ul style="list-style-type: none"> ・国の緊急保証制度に対応した長期・低利(融資期間:10年以内、融資利率:年1.8%)の融資制度(中小企業緊急資金対策融資)を創設 [平成21年1月~平成22年3月] 	<ul style="list-style-type: none"> ・厳しい経営環境にある中小企業を支援し、経営相談にきめ細やかに対応するため、「緊急経営相談ホットライン」を開設し、12月の土日、祝日に融資等の経営に関する電話相談を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業の受注量確保のため、他府県での展示・商談会や新たなビジネスモデルを切り口とした展示会等を実施 受発注企業間でのパートナーシップ強化等による中小企業の省エネ・省コスト対策や受注能力向上等の支援を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業等の受注機会を早期に確保するため、公共工事(修繕等の小規模工事、治山事業)の発注前倒し実施 森林整備事業補助金の森林組合への追加内示 府内建設業の受注機会確保 新規事業として道路緊急安全確保小規模改良事業費10億円計上 9月補正予算で単独公共事業執行平準対策費25億円計上 12月補正予算で緊急基盤整備事業費25億円計上 	<ul style="list-style-type: none"> 地元金融機関及び政府系金融機関に対して、中小企業への円滑な資金供給の要請を実施 府内主要発注企業及び関係経済団体等に対し、下請取引適正化や発注促進等について周知徹底の要請を実施
大阪府	<ul style="list-style-type: none"> 制度融資の拡充 ・緊急経営対策資金の創設(10/31~) ・原油原材料高騰対策特別資金の要件緩和(10/31~) ・緊急コストダウン特別資金の創設(11/17~) 制度融資の貸付金利の引き下げ(11/17~) 金融機関等に対する中小企業金融の円滑化の要請(10/22・12/10) 年末臨時電話相談窓口の開設(12/29~12/30) 	<ul style="list-style-type: none"> 商工会・商工会議所、市町村等と連携して、緊急経営支援インフォメーションセンターを設置し、中小企業者からの相談に応じて国や府などの支援施策を紹介(12/1~) 年末臨時電話相談窓口を設置し、資金面や経営面に関する相談に対応(12/29~12/30) 	<ul style="list-style-type: none"> 下請中小企業の取引適正化を推進するため下請取引適正化ホットラインを設置し、下請取引に関する苦情・紛争相談に対応(12/1~) 大阪府下請取引適正化強化推進月間の実施(12月) 下請中小企業対策についての国及び経済界への緊急要望 親事業者に対する下請取引適正化(買いたたきの禁止など)の要請 下請取引適正化啓発リーフレットによる周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内各部署及び府内各市町村に対し、各種事業の出来る限りの年内における「前倒し発注」等の協力要請を実施(官公需対策)(12/26) 	
兵庫県	<ul style="list-style-type: none"> 【経営円滑化貸付:要件緩和及び融資目標額引上げ等】 ・売上減少要件の緩和、利益率減少要件の追加 ・融資目標額(380億円 1,500億円)及び融資限度額の引き上げ(5,000万円 1億円) ・対象業種を拡大(185業種 698業種) 【設備活性化貸付・連鎖倒産防止貸付:融資目標額引上げ】 ・融資目標額をそれぞれ150億円 250億円、30億円60億円に引上げ。 【地域産業振興資金・新技術・サービス創造資金貸付:融資割合引上げ】 ・融資割合を70% 80%に引上げ。 【設備貸与制度の拡充】 ・中小企業が負担する損料率を現在の3段階から5段階に拡充 (1.75%~2.25% 1.50%~2.50%) 	<ul style="list-style-type: none"> 【「金融対策特別相談窓口」を設置】 ・設置済みの原油原材料高騰関係、改正建築基準法関係、新井組(注:10月8日民事再生手続適用申請、県下最大手の建設会社)関係の3つの特別金融相談窓口を統合し、金融不安に対する相談に的確に対応できるよう12月16日に同窓口を設置(県下11か所)。 ・閉庁日の12月29日・30日に窓口を開設(1か所、電話相談)。 	<ul style="list-style-type: none"> 【特別下請相談窓口の継続設置】 下請取引トラブルに関する相談を継続実施。 【商談会の開催】 下請中小企業の受注企業の増大を図るため商談会を開催。 	<ul style="list-style-type: none"> 【建設企業等の経営力強化に向けた建設工事に係る入札・契約制度等の見直し】 ・最低制限価格及び調査最低制限価格の見直し ・技術・社会貢献評価の見直し ・地元中小・中堅企業の受注機会の確保 ・公共事業の前倒しの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 【播但連絡道路料金の割引】 通行料金30%割引の社会実験を実施。

	融資	経営相談	下請支援	公共事業	その他
奈良県	<ul style="list-style-type: none"> 「原材料価格高騰等緊急特別対策資金」の創設、貸付枠の拡大 緊急特別対策資金相談窓口を設置し、12/29、12/30も対応 	中小企業緊急相談窓口の設置		道路や河川の維持修繕等の緊急性を有する箇所について、早期の工事発注、年度内の完了	
和歌山県	<ul style="list-style-type: none"> 「資金繰り安定資金（緊急対策枠）」の新設 従来対応できなかった借換資金の再借換が可能 返済期間を最長10年に設定 「経営支援資金（セーフティ枠）」の拡充 <ul style="list-style-type: none"> 運転資金の融資限度額の拡大 5,000万円 8,000万円 融資期間の延長 7年 10年 	産地企業に対する経営相談窓口の設置	市町村、県振興局等を対象に説明会を開催するなど、「下請かけ込み寺」の活用、及び「下請適正化ガイドライン」の周知を徹底	資材単価改定期間の短縮、単品スライド条項の適用、中間前金払制度の導入	
鳥取県	<ul style="list-style-type: none"> 県制度融資の拡充 小規模零細事業者向けの新資金創設、最優遇の特別利率を創設、借換資金の条件緩和などを措置（10月31日～） 中小企業者の資金調達円滑化に向けた金融機関などとの連携を強化 金融機関・保証協会・商工団体トップとの意見交換会を実施（10月30日、12月25日） 知事その他幹部による金融機関等訪問による配慮要請を実施（12月24日） 	<ul style="list-style-type: none"> 「中小企業資金調達緊急相談窓口」を新たに開設 相談実績：139件（1/5現在） 「金融特別相談窓口」の年末業務を12月30日まで延長 中小企業に出向き、受注・雇用状況等の実情や要望などの聞き取りを実施 	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業者を対象に下請法の説明等を行う「中小企業向け下請取引懇談会」を公正取引委員会との共催で11月28日に米子市にて実施。 中小企業の受注量の確保に向け、県外発注企業や県内進出企業の訪問を実施。また、新規発注企業の開拓に向け、県外で開催される（展示）商談会の斡旋や、独自に個別商談会・展示商談会を企画・実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 県の緊急総合経済対策として、平成20年11月補正予算において、約10億円の公共事業を前倒し実施（農林水産関係：造林、治山事業など）（県土整備関係：道路、河川事業など） 既存事業費の執行残等を活用し、さらなる事業発注を予定（約2億円） 	<ul style="list-style-type: none"> 県内中小企業者を対象にした資金調達に関するアンケートを実施 県内中小企業者の資金調達状況、金融機関の貸付動向を把握 中小・零細企業者の資金繰り円滑化に向けた国要望を実施
島根県	国の緊急保証制度に対応した新資金を創設（責任共有制度対象外、上限4,000万円、融資利率：1.7%、融資期間10年以内（1年以内据置））	年末の資金繰り相談窓口を設置（12月29日、30日）	広域にわたっての受発注情報の提供や戦略的パートナー企業の紹介を行うことにより、新規取引案件のマッチングを集中的に実施	建設業者の受注機会を早期に確保するため、公共事業の発注の前倒しを実施	
岡山県	金融機関、市町村、商工団体に対し、中小企業の融資、経営相談に対する配慮を要請。	11月26日～12月3日にかけて、県下3箇所において緊急金融相談会を実施。 また、1月下旬以降、中小企業の金融、経営等の相談に対応する、金融・経営相談会を県内各地で実施する。	県内中小企業の受注確保を支援するため、12月18日に緊急商談会を実施。 また、2月以降、県内外において各1回商談会を実施する。 12月26日から受注確保のための特別相談窓口を設置。		
広島県	<ul style="list-style-type: none"> 金融環境の変化により影響を受ける中小企業者等に対し緊急の資金繰り対策を実施（経営支援特別資金） 緊急経営基盤強化資金の要件緩和（「緊急支援枠」を設け、「売上減少」の見込みで判断できることとした。） 	<ul style="list-style-type: none"> 金融相談への対応 相談窓口の年末までの延長（12/29・30開設） 			
山口県	<ul style="list-style-type: none"> 県中小企業制度融資の拡充 「経営安定資金」の新規融資枠の拡大 「経営支援特別資金」の融資対象要件の緩和 年末資金の前倒し実施 「離職者緊急雇用対策資金」の創設【再掲】 「小規模企業支援資金」の拡充 	「緊急経営相談窓口」の設置	親事業所への下請取引の適正化に係る文書要請	道路・河川維持管理業務の発注の前倒し実施【再掲】	県内主要金融機関に対し、中小企業に対するより一層の金融の円滑化について文書要請

	融資	経営相談	下請支援	公共事業	その他
徳島県	<p>徳島県中小企業向け融資制度の強化（H20.10.20～）</p> <p>1. 国際金融危機への対応 「経済変動対策資金（運転資金）」 「借換制度」の初導入（一般資金、小口資金の借入金を対象） 「国際金融危機に係る緊急対策枠」（特別枠）の創設 ・融資金額 3千万円（一般枠と合わせて7千万円） ・融資枠 15億円（新設） 融資条件の緩和 ・融資機関の延長（5年 8年） ・融資金額の引き上げ（一般枠：3千万円 4千万円） ・融資枠の拡大（一般枠：100億円 110億円）</p> <p>2. 国の緊急保証制度に関連した県資金の強化 「セーフティネット資金（運転資金）」 ・融資金額の引き上げ（3千万円 4千万円）</p> <p>3. 原油・原材料価格高騰への対応 「原油・原材料価格高騰緊急対策資金（運転資金、設備資金）」 ・融資対象の拡大（運転資金に加えて一定の設備資金を追加） ・融資枠の拡大（20億円 30億円）</p> <p>4. 年末の資金繰り需要への対応 「短期事業資金（運転資金）」 ・融資金額の引き上げ（500万円 1千万円）</p> <p>国土交通省が創設した「地域建設業経営強化融資制度」が活用されるよう、その前提となる県の債権譲渡承諾のための制度を新たに制定</p>	<p>・「国際金融危機に係る特別相談窓口」を開設（H20.10.9） ・（財）とくしま産業振興機構と連携し、窓口相談を通じた企業ニーズの迅速な把握に務めるとともに、経営革新計画作成支援、専門家派遣、セミナー等の各種支援制度を活用した企業支援を強化 ・年末年始における「経営・金融」相談窓口を開設</p>	<p>「下請代金支払遅延等防止法」のリーフレットの作成・配付及び県ホームページへの掲載による周知徹底 県外の主な企業に対し、受注開拓に繋げるため外注に関する調査を実施 県内企業に対し受注需要・発注希望調査を行い、県内企業間の取引の拡大を行うとともに、県外発注希望業者とのビジネスマッチングを実施 遵守すべき建設業法のガイドラインをわかりやすく解説したパンフレットを作成し、広く建設業者に配布するとともに、相談窓口を設置して各種相談を実施</p>	<p>中間前払金制度の導入を市町村に要請するとともに、県工事での更なる活用について各発注機関や関係団体へ依頼</p>	
香川県	<p>県制度融資のうち「経済変動対策融資」の要件緩和等（H20.10.15～H21.3.31） ・融資対象者の拡大、融資限度額の引き上げ（3,000万円を5,000万円）、融資期間の延長（7年以内を10年以内）</p>				
愛媛県	<p>・原油価格高騰等・経済変動対策資金の融資枠追加 9月補正予算額：54億円、追加融資枠：135億円（当初と合計320億円） ・中小企業振興資金の融資利率を緊急引下げ 12月1日から0.10%又は0.15%引下げ</p>	<p>・年末臨時金融相談窓口の設置 12月29～30日に経営支援課、地方局・支局商工観光室に設置</p>	<p>・中小企業向け「草の根下請懇談会」の開催 11月28日に公正取引委員会との共催で下請事業者を対象とした懇談会を実施</p>		<p>・県内金融機関に対し金融円滑化を文書で要請 ・緊急経済対策セミナーの開催（11/14） 国の一次補正予算等について説明 セミナー冒頭で、金融機関に対し中小企業金融の円滑化を、市町に対し不況業種認定事務の円滑化を要請（文書は同日付けで発送）</p>
高知県	<p>国の緊急保証を利用し、10月31日より「安心実現のための高知県緊急融資」を新設。（12/24までに融資実績112.7億円）</p>	<p>中小企業者向けの年末年始資金繰り相談を実施。（12月29日・30日）</p>		<p>中小企業者等の受注機会を早期に確保するため、公共事業等（治山工事）の発注の前倒しの実施。（国の1次補正対応）</p>	
福岡県	<p>「中小企業緊急金融対策」の実施 ・緊急経済対策資金の新規融資枠を1000億円に拡大 ・償還期間の特例措置（最長10年に延長）、据置期間の特例措置（最長2年に延長）、融資対象業種の拡大</p>	<p>・金融相談窓口年末対応（12月30日まで）</p>	<p>・中小企業の受注量の確保に向け、親事業者（発注企業）を訪問し、発注案件の開拓を集中的に実施</p>		<p>・知事、副知事が各中小企業団体トップと意見交換を行い、中小企業の実態把握に努め、団体からの要望を中小企業金融対策等に反映 ・知事、副知事が地場金融機関トップに中小企業金融の円滑な実施を要請</p>
佐賀県	<p>・貸付対象（業種）の拡大（原油価格の高騰のみならず原材料価格の高騰により影響を受けている中小企業者も対象） ・貸付限度額の引き上げ（2千万円 5千万円） ・保証料率の引き下げ（1.35%以内 0.6%以内）</p>	<p>・「経営安定相談緊急相談窓口」の設置（H20.10.15から当分の間） ・「年末特別金融相談窓口」の設置（H20.12.20～H20.12.30）</p>			

	融資	経営相談	下請支援	公共事業	その他
長崎県	<ul style="list-style-type: none"> ・県制度資金の新設 長期・低利の県制度資金（中小企業経営緊急安定化対策資金）を創設（融資枠：300億円） ・既存の県制度資金の拡充 地域産業対策資金（原油高騰対策）の融資枠の拡大及び貸付利率の引き下げ 連鎖倒産防止資金に特別枠（大型倒産関連枠）を設定 	<ul style="list-style-type: none"> ・経済雇用対策等に関する年末特別相談体制【再掲】（関係9部局、12/27～30） 	<ul style="list-style-type: none"> ・発注案件開拓のための企業訪問の実施 ・県内企業の下請けおよび県産品の優先使用についての要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共工事等の発注の前倒し実施 ・指名競争入札の暫定的な拡大による入札手続き期間の短縮 ・離島建設企業の受注拡大に向けた「地域力保全型指名競争入札」の暫定的な導入 ・中間前金制度の対象範囲の拡大 ・公共工事設計単価の見直し頻度の増 高騰が顕著な鋼材、燃油について毎月改定。その他資材についても、市場単価への波及が確認され次第改定。 ・資材の価格高騰に伴う増額変更 価格高騰が顕著な鋼材類及び燃料類の2資材について、単品スライド条項を適用。 	<ul style="list-style-type: none"> ・設備投資支援のための助成事業の要件緩和 ・人材確保支援の助成事業の対象、限度額の拡大 ・知事が、県内の金融機関や信用保証協会の代表者を招集し、県制度資金の積極的な活用、借手企業への親身な対応、融資や保証の手続きの迅速化などを要請 ・副知事、県議会議員等が、長崎県信用保証協会を訪問し、借手企業への親身な対応、融資や保証の手続きの迅速化などを要請
熊本県	金融円滑化特別資金の融資枠追加、対象業種の要件緩和	資金繰り相談への年末対応の実施		中小事業者等の受注機会の確保のため公共事業費の12月補正予算を計上。（なお、2月補正予算も計上する方向で検討中）	事業環境の悪化した中小企業等の経営改善等を支援する人材の配置
大分県	県制度資金のうち、不況対策資金の対象要件を緩和するとともに、新規融資枠を210億から240億に拡大	中小企業の厳しい経営状況に対応するため、年末閉庁日（12月27日～30日）に年末相談を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業の受注量の確保に向け、親事業者（発注企業）を訪問し、発注案件の開拓を集中的に実施 ・下請企業を訪問した際に、雇用関係制度を周知 		
宮崎県	宮崎県中小企業融資制度「セーフティネット貸付」において <ul style="list-style-type: none"> ・緊急保証制度に連動して、融資対象業種を拡大、要件を緩和 ・融資枠を52億円 120億円に拡大 ・融資枠を120億円 150億円に拡大 	年末に「中小企業金融相談窓口」を開設（12月27日～30日）	県内企業訪問の強化による、受発注情報の収集・提供	防災対策や中山間地域における生活環境の改善など県民生活に直結する事業を追加して実施するほか、後年度において実施する事業の前倒しや入札手続の短縮等による早期発注などを実施	知事が宮崎県信用保証協会に対して中小企業金融円滑化を要請
鹿児島県	<ul style="list-style-type: none"> ・国の緊急保証制度に対応した「経済対策特別資金」の創設 ・離職者の雇用を確保するための「離職者緊急雇用確保資金」の創設 ・現下の経済状況等を踏まえた県融資制度の融資利率の引下げの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・金融や信用保証などの相談に対応するため、年末に相談窓口を開設 		<ul style="list-style-type: none"> ・債務負担行為（ゼロ県債）により、県内建設業の受注機会や工事量の確保を図っており、本年度も引き続き実施 ・現年度発注予定工事について可能な限り早期に発注するとともに、新年度分発注工事についても可能な限り分離・分割発注や年度当初の発注を実施 	
沖縄県	<ul style="list-style-type: none"> ・「原油高騰対策支援資金」の融資枠を拡大、融資条件の緩和等（保証料ゼロ、融資限度額の引き上げ、融資利率の引き下げ、融資対象業種の拡大、融資対象の拡大（原材料を追加）） ・「中小企業セーフティネット資金」の融資条件を緩和 ・「地域建設業経営強化融資制度」を平成20年12月から適用。 	<ul style="list-style-type: none"> ・原材料等の高騰や世界的金融不安などにより県経済が厳しい中、きめ細やかな金融相談に対応するため「中小零細企業緊急金融特別相談室」を11月に設置。 ・建設業相談窓口を設置し、専任の建設業相談員等による各種相談を実施。 		<ul style="list-style-type: none"> ・中小事業者等の受注機会を早期に確保するため、公共工事等（道路整備工事、港湾整備工事等）の発注の前倒し実施。 	知事が地域金融業界トップに円滑な資金供給の緊急要請を実施。

3 その他対策の取組

	公営住宅の提供（斡旋）	雇用の場の創出	その他
北海道	・各支庁に道営住宅の入居相談窓口を設置し対応するとともに、離職者の住まいの困窮度の状況に応じて道営住宅の活用について検討		・離職者の住宅確保への配慮などについて経済団体等に文書要請 ・道立高校の授業料免除制度、私立高校の授業料軽減制度や公立・私立高校生の奨学金貸付制度の周知、利用促進
青森県	・離職者の県営住宅への優先入居を実施		・金融機関に対し、知事名で、離職者に対する支援について要請を実施
岩手県	・雇止め等により住宅からの退去を余儀なくされた方に対し県営住宅を提供	・臨時職員としての直接雇用（150人程度を目標）	・県立大学授業料の減免の緊急追加受付及び奨学金の創設 平成20年度後期授業料免除申請の追加受付（平成20年度免除額（6千万円）にさらに2千万円上乗せ） 緊急貸付制度の創設（300万円） ・県立高校授業料減免及び奨学金の緊急貸与 ・私立高校の授業料減免の周知 既存制度の周知及び相談対応 ・岩手県農林水産業等雇用促進連絡会議の設置（H21.1.9 設置予定） 関係機関・団体と緊密に連携を図りながら、農林水産分野及び食産業等の関連産業分野への就業を促進するために設置。
宮城県			
秋田県		・業務の民間委託等による緊急的な雇用の創出、雇用保険の受給資格のない離職者の職業訓練、介護・農業分野での研修支援等。	8地域振興局（地方総合事務所）に新規求人アドバイザーを各1名配置。 消費下支え対策として、以下の対策を実施予定。 ・低燃費かつ低排出ガス認定の新車に買い換える者に対し消費税（5%）相当分を業界と共同で助成 ・老朽化した公用車を低排出ガス車等に更新 ・秋田県住宅建設資金の限度額引き上げ（500万 1,500万）等
山形県	・離職退去者への県営住宅の確保	・緊急的に失業者等の雇用の創出を図る県の直接雇用等を実施（雇用人数：約330人月、雇用期間：平成21年1月～3月）	
福島県	・解雇等により住居退去を余儀なくされた方に県営住宅を緊急的・臨時的に提供する。（入居期間は原則6ヶ月以内、最長1年以内） H21.1.5以降申し込み可能戸数32戸 H21.2.1以降申し込み可能戸数19戸 合計51戸 申し込み受付中、未入居	・3月末までの措置として、延べ200人程度を臨時職員として雇用 ・県の事業にかかわる民間団体に業務を委託し、雇用を創出	
茨城県	・離職者の居住確保のための県営住宅の提供	・県の臨時職員の採用	・こころの健康特別相談の実施 ・育英奨学金制度特別相談の実施（年末） ・農・林・漁業就業特別相談の実施（年末）
栃木県	・10月1日以降、解雇等により住宅からの退去を余儀なくされた方々に対し県営住宅への期限付き入居を実施 （県営住宅30戸のうち19戸入居済：平成21年1月6日現在）	・離職者等の臨時的な雇用・就業機会を創出するため、県における直接雇用を実施	・地域建設業経営強化融資制度の活用
群馬県	・解雇等により住宅からの退去を余儀なくされた求職者に対し県営住宅4団地101戸への1年以内入居を実施。	・離職者200人（うち55人は外国人）を3月末まで県が臨時雇用	
埼玉県	・解雇等により社員寮等を退去し、居住の場を失った求職者のため、埼玉県県営住宅、埼玉県特別県営住宅を期限付きで提供 ・居住の場を失う非正規雇用労働者向けに、県内不動産業2団体等の協力を得てハローワークで民間賃貸住宅の情報を提供	・県内の2森林組合が、森林整備作業の集中する1～3月に必要な作業員をハローワークを通じて募集する。（10名。状況により追加。）	・太陽光発電の設置支援制度のPR強化
千葉県	県営住宅の提供による住宅支援 ・解雇や雇止めにより社員寮などから退去を強いられた住宅困窮者を対象に県営住宅の提供を行う。 ・状況に応じて、県営住宅の追加及び職員住宅や教職員住宅などを提供する。	県における緊急雇用創出事業の実施 ・県による雇用創出事業として、国の第2次補正をまたずに、県単独で雇用創出事業を実施し、約200人の雇用を創出（事務補助などの直接雇用100人、委託事業100人）	【労働者福祉資金融資制度】 ・労働者の生活の安定を支援するための低利融資を行う。 対象者： 1 中小企業にお勤めの方 2 育児・介護休業中の方 3 離職中の方 【生活福祉資金貸付制度】 ・低所得世帯等の経済的自立や生活の安定を支援するために必要な経費を貸し付ける。 【福祉人材確保・定着対策】 「千葉県福祉人材確保・定着対策本部」を設置し、施設・事業所の実態調査、関係団体のヒアリングを実施し、福祉・介護の職場のイメージアップや労働環境を含めた総合的な人材の確保・定着対策を部局横断的に、検討・推進する。

	公営住宅の提供（斡旋）	雇用の場の創出	その他
東京都	・「年越し派遣村」を訪れた労働者に対する緊急支援 居所の確保（区民施設等）、施設における就労・生活等の相談（1/5～1/12）	・道路、公園、河川における樹木剪定や除草・緑地管理など、専門技術等がない求職者の当面の雇用につながる事業の追加実施	・非正規雇用者の生活安定を図るため、30代の年長フリーター等の正社員としての採用とその後の定着を支援（11/27開始） ・区市町村教育委員会に対する就学援助制度及び幼稚園就園奨励費補助制度の周知依頼（12/9） ・都立高等学校に対する授業料減免制度等の周知（11/19）
神奈川県	・解雇等により住宅からの退去を余儀なくされた求職者に対し県営住宅への期限付き入居を実施	・県庁における日々雇用職員の緊急雇用 ・海岸ごみ清掃の強化、不法投棄夜間・早朝パトロールの充実強化、林道危険箇所への安全対策のための新規雇用の実施	・高等学校奨学金の特別枠の募集
新潟県	・県営住宅の提供（27戸）	・臨時職員の採用（100名程度）	
富山県	・解雇、雇い止めに伴って、社員寮等の退去を余儀なくされ住居を喪失した求職者に対し、県営住宅（26戸）を家賃半額にて提供（目的外使用） ・県営住宅への入居受付（昨年末の12月27、29、30日も受付）	・非正規労働者の一時的な雇用機会を確保するため、県における臨時職員の雇用や民間企業等への委託を拡大（200名超の雇用創出）	
石川県	・失業とともに住む場所まで失った派遣労働者等に対し、緊急的に金沢市内の県営住宅20戸を提供		・公共事業の縮減、民間工事の低迷等により、大変厳しい経営環境にある建設業について、新分野進出を一層加速させるため、助成制度の新設、県制度融資の利率引き下げ、県入札参加資格の優遇の3点セットで支援する「建設業複業化支援プログラム」を創設（H21年度予定）
福井県	・市町に対し公営住宅の提供を依頼		ポルトガル語・スペイン語による生活相談窓口の設置（1～3月） ・ブラジル人労働者の多い地域に相談員と通訳を配置
山梨県	・平成20年11月1日以降県内の事業所等から解雇等により住居の退去を余儀なくされる者を対象に県営住宅への期限付き入居を実施		
長野県	・解雇・雇止めにより直ちに住居の退去を余儀なくされる方に対して、県営住宅を一定期間（原則1年以内）提供		・1月補正予算案において、県民生活の安全・安心の確保や生活密着型社会資本の整備、地域産業の円滑化に取り組むことにより、切れ目なく仕事量を確保し、実需の喚起を図った。
岐阜県	・生活福祉資金の利子助成（20.12.1～） ・県営住宅の入居募集（20.12.23～）2箇所100戸程度 ・民間賃貸住宅を活用した一時的な住居の提供 ・県職員住宅等を活用した一時的な住居の提供	・短期の臨時職員（日日雇用）の雇用（21.2～3）	・県職員のボランティアによる転居を余儀なくされる在住外国人向け居住支援の実施（食料品・衣料品を除く暖房機器などの生活備品を提供） ・地域の国際交流協会が自ら、又はNPO等と連携して行う外国人離職者支援事業に対する助成枠の新設
静岡県	・解雇等離職者の居住の安定を図るため、県営住宅を期限付きで提供	・民間企業への委託や県の直接雇用により、離職者等に対する雇用、就業機会を創出（1月補正）	・外国人の離職者等に対する就職・生活支援（1月補正）
愛知県	・行政機関や民間賃貸住宅関係事業者等を構成員とする「愛知県居住支援協議会」を開催し、離職者の住宅対策等について協議、また、民間賃貸住宅関係事業者に対して、離職者の住宅確保についての協力を依頼 ・解雇等により住居の退去を余儀なくされる方の県営住宅への一時入居を実施（70戸）	・愛知県緊急雇用創出事業（200人程度を臨時職員として短期雇用）	・生活福祉資金貸付制度の活用促進について、県・市区町村社会福祉協議会及び市町村に周知 ・生活保護の適切な運用について、福祉事務所に周知 ・県警による警察官の追加募集（80人） ・福祉、介護の仕事内容や福祉施設などの求人情報に関する相談事業を三河地区3か所実施 ・外国人県民に対する、労働問題、生活、住居などの各種相談窓口が記載された「突然解雇された外国人県民のための問題解決早見表」をポルトガル語及びスペイン語で作成し、インターネット上での提供に加え、市町村の相談窓口等で配布 ・外国人県民の方が日常生活で直面する問題や悩みを解消するための1日相談会を3か所で開催 ・相談窓口の総合案内である県民生活プラザにおいて、生活支援制度等を紹介
三重県	・解雇等により住宅からの退去を余儀なくされた求職者（外国人を含む）に対し県営住宅への期限付き入居を実施 外国語（スペイン語、ポルトガル語）の通訳を配置又は通訳電話を設置し、外国人からの申込みに対応 ・12月27日～29日受付窓口の開設		・現下の厳しい経済状況や雇用情勢を踏まえ、県民生活の安心・安定が図られるよう、必要な経済対策及び雇用対策を迅速かつ総合的に推進するため、三重県緊急経済対策会議を平成20年12月11日に設置
滋賀県	・解雇等により住宅の退去を余儀なくされる方を対象に、県営住宅を提供		
京都府	・解雇等により住居の退去を余儀なくされた離職退去者に対し府営住宅への期限付き入居を実施	・雇い止め等により離職を余儀なくされた非正規労働者を京都府の臨時職員として採用するとともに、市町村による緊急雇用・生活支援対策等に対する支援を実施	・生活保護の相談及び申請の円滑かつ迅速な事務対応について、実施機関に対し要請 ・経済状況の悪化等から、悩みや心身の不調のある方を対象とした「生活者こころの健康相談窓口」を設置（H20.12.18～H21.3.31） ・広域振興局等に「緊急農業制度資金相談」の窓口を設置【再掲】
大阪府	・解雇等により住宅からの退去を余儀なくされた求職者に対し府営住宅への期限付き入居を実施		

	公営住宅の提供（斡旋）	雇用の場の創出	その他
兵庫県	・県営住宅への一時入居 解雇や雇止めに伴って、それまで入居していた社員寮等から退去を余儀なくされる求職者に対して、当座の住居を確保することにより、安定的な就業機会が確保できるよう県営住宅への期限付き入居を行う（当面50戸予定）。	・就労支援のための県職員臨時採用（平成21年4月1日採用） 緊急対策として就職の場を拡大し正規就職につなぐため、就労希望者で就職活動中の者を対象に100名を上限として県職員臨時採用を実施。	・兵庫県緊急経済・雇用対策推進本部を設置 知事を本部長とする全庁的な推進体制として12月24日に設置し、緊急的な経済・雇用対策の総合的な推進を実施。 ・「ひょうご経済・雇用活性化推進会議」によるフォローアップ 緊急的な経済・雇用対策と中長期的な視点での「ひょうご経済・雇用活性化プログラム（H20～22）」との整合性を図るため、同会議において推進方策の検討・提言等を実施。
奈良県	・解雇等により、社宅等から退去を余儀なくされた県内に居住もしくは勤務していた人に対して、県営住宅への期限付き入居を実施。12/27、12/29、30も対応	・解雇、雇止め等による離職者を対象とした日々雇用職員の募集（募集人数50名程度）	
和歌山県	・解雇・雇い止めにより住居の退去を余儀なくされる方に対して、県営住宅への一時入居を実施		
鳥取県	・県営住宅（30戸程度）を期限付きで提供 緊急対策として年末（12/27～30）の相談窓口を設置して対応	・県による臨時的任用職員としての緊急雇用の実施（30人程度）	・建設業新分野進出補助事業、経営革新支援補助事業等において、新規雇用に対する助成制度を追加 ・県の緊急総合経済対策として平成20年11月補正予算として約12億円を計上
島根県	・解雇等により住宅からの退去を余儀なくされる方への県営住宅の提供（12月26日～） ・非正規労働者で派遣契約の停止等に伴い社員寮等の退去を余儀なくされ、住居を喪失し又は喪失が見込まれる求職者に未利用の元職員宿舍等の提供		・総合評価方式入札において地元企業への発注を促すため、【下請け企業を使用する場合、地元企業への下請け割合を評価する】などの評価項目を限定的に導入
岡山県	・解雇され住宅から退去させられた住宅困窮求職者に対しては、県営住宅を期限付きで提供する。		・知事、各部局長が構成員となった岡山県緊急経済・雇用対策本部を12月25日に立ち上げた。当本部で、県の経済・雇用対策を、今後立案・実施していく予定。
広島県	・解雇等により住居の退去を余儀なくされる元派遣労働者等に対し、緊急避難措置として住宅を提供		
山口県	・解雇等により住宅から退去を余儀なくされた求職者に対し県営住宅や県職員住宅への期限付き入居を実施		
徳島県	・県内企業からの解雇等に伴い1月末までに社宅等からの退去を余儀なくされる者等に対し、県営住宅の目的外使用を実施し、離職退去者の居住安定の確保を図る		
香川県			
愛媛県	・解雇等と同時に社宅等の明け渡しを求められている者を、県職員住宅及び建替え等のために入居募集を停止している県営住宅へ、期限付きで受入れ	・国の「ふるさと雇用再生交付金事業及び緊急雇用創出事業」を実施するまでのつなぎ対策として、県が臨時職員を直接雇用するほか、森林の復旧や土木施設の維持管理などの委託事業を実施し、緊急的に雇用を創出（当面、1日当たり最大100人の新規雇用を予定）	
高知県	・国の住宅確保対策の補完としての県職員住宅等の提供。	・臨時的任用職員の採用。（H20年度の対策としてH21.2.1～H21.3.31の間の雇用）	
福岡県	・自動車関連製造会社及び人材派遣会社に対し、住居に係る緊急調査を実施し、12月22日に県営住宅等90戸の貸出し公表 1月6日現在11戸入居決定	・未就職新規高卒者を一時的に採用することを検討中 （50名規模、月16日勤務、6ヶ月間、非常勤職員として任用）	
佐賀県		・歴史的文書のIT化やクリークの法面对策、森林伐採などで県が直接雇用	・全庁を挙げた取組を推進するため「佐賀県金融・雇用・経済総合調整会議」を設置。（12月26日） ・資格やスキルの取得支援、直接雇用による支援、マッチングセミナーの開催などを内容とし、佐賀県の直接雇用200人、企業等による雇用創出1,000人を雇用目標とした実施方針「FIND1200」を決定。 （12月26日）
長崎県	・解雇等により住居の退去を余儀なくされる方に対し、県営住宅及び市町営住宅への期限付き入居を実施 ・解雇等により離職した方に対し、離職後も引き続き寮などの住居を無償で提供している事業所に助成	・「ふるさと雇用再生特別交付金（仮称）」と「緊急雇用創出事業交付金（仮称）」による事業に先立ち、県の単独予算による雇用創出事業を取りまとめ中	・産炭地域活性化基金の活用 雇用・景気に即効性のある事業について助成率等を拡大など
熊本県	・職員住宅及び県営住宅の提供	・県事業による雇用の創出（約200人）	・キャリアサポーターの配置による高校生の就職支援の実施

	公営住宅の提供（斡旋）	雇用の場の創出	その他
大分県	<ul style="list-style-type: none"> ・県営住宅等の提供（大分市内46戸） （再掲） ・離職者居住緊急支援事業（新規） 雇止めを受けた非正規労働者等に離職後も引き続き住居を無償で提供する事業主に対して、家賃相当額を助成するもの。 （支援対象者は約650名、家賃相当額は1箇月あたり4万円を上限、予算4000万円） （12月16日から申請受付） 	<ul style="list-style-type: none"> ・短期臨時職員の雇用（野菜・茶業研究所ほか4箇所、雇用人数5名） 	
宮崎県	<ul style="list-style-type: none"> ・解雇等により住宅からの退去を余儀なくされた求職者に対し県営住宅の空家を一時的な居住の場として提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・離職者等を対象として、県の臨時的任用職員・非常勤職員に雇用 ・耕作放棄地の再生整備による新たな雇用創出を支援 ・県有松林の維持管理や不法投棄の監視体制強化による雇用創出 	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用創出のための事業を行う市町村へ支援
鹿児島県	<ul style="list-style-type: none"> ・解雇等に伴い、現に居住している住居から退去を余儀なくされた者に対し、県営住宅等の空室を一時的な住居の場として提供（同居要件等を問わず。単身でも入居可） 	<ul style="list-style-type: none"> ・県における臨時職員の直接雇用 	
沖縄県	<ul style="list-style-type: none"> ・解雇・雇止めされた県関係者に対し、県営住宅40戸を6か月の期限付きで提供予定。 		

4 国の対策に対する提案・要請

	ふるさと雇用再生特別交付金、緊急雇用創出事業交付金の配分、事業要件及び運用等に関する提案・要請	年末年始等における離職者等への対応に係る特別交付税措置に関する提案・要請	その他
北海道	<ul style="list-style-type: none"> ・両交付金の配分にあたっては、特に厳しい雇用情勢が続いている地域への重点配分をお願いしたい。 ・ふるさと雇用再生特別交付金については、委託終了後も事業継続することが見込まれる事業であることが必要であり、こうした事業は、臨時・緊急的な事業に比べ、人件費以外の事業費もある程度の必要と考えられることから、全体事業費に占める人件費の割合の低減をお願いしたい。 ・人件費比率の要件に関し、地域の賃金水準など地域の実態を踏まえた、弾力的な運用をお願いしたい。 		<ul style="list-style-type: none"> ・離職者訓練(委託訓練)の計画数の拡充への対応に係る実施体制の整備に関する要請 計画数の拡充に対応した実施体制などを整備し的確に遂行するため、人件費や所要事務経費(車輛借上げを含む)等について必要な経費を配分するとともに、早期提示すること
青森県	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費の割合が8割以上(新規雇用の失業者の割合が85%以上の場合は7割以上)とされているが、人件費の割合が高く事業費の割合が低すぎると、実施できる事業の範囲が狭くなるほか、事業を受託する業者を見つけることが極めて困難となるため、当該要件を緩和すること ・自治体における予算編成作業や地方議会への予算案及び条例案の提出の日程を考慮すれば、現時点での内部検討段階のもので構わないので、実施要領の案と各都道府県に対する予算配分の案について、第2次補正予算の国会成立を待つことなく、大至急、都道府県に示すこと 		
岩手県			
宮城県			
秋田県	<ul style="list-style-type: none"> ・両事業を早期に実施すること。また、県が先行実施した場合においても交付金の対象とすること。 		<ul style="list-style-type: none"> ・職種転換希望者、フリーター等のための職業訓練制度の拡充、支援について(在職中の不況業種で働く職種転換希望者の職業訓練を認め、雇用保険等から訓練手当を支給すること。また、雇用保険の受給資格がないフリーター等の者であっても、職業訓練の期間中に手当を支給すること。)
山形県	<ul style="list-style-type: none"> ・速やかに事業を実施できるよう、制度詳細を早期提示すること ・ふるさと雇用再生特別交付金においては、「事業に従事する全労働者に占める新規雇用の失業者等の割合」が高すぎるため、業者が受託事業を現実に実施しにくいことが想定されるので、業者が受託事業を実施することが可能な要件となるよう緩和すること ・緊急雇用創出事業交付金においては、「6ヶ月未満、原則更新不可」となっている新規雇用する労働者の雇用期間を弾力的な運用とすること 	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省では、財政力に応じて5～8割の措置としているが、小規模自治体にとっては財政負担が困難であることから、財政力に応じて5～10割の措置とすること 	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県や市町村と連携して効果的な雇用対策を実施できるよう、雇用情勢の統計調査(例：非正規労働者の雇い止めの状況)は、より詳細な調査内容(例：調査対象者の住居、年齢等の属性)とすること。
福島県	<ul style="list-style-type: none"> ・基金事業の早期実施ができるよう配慮をお願いしたい。 ・事業費に占める人件費割合要件については概ね80%で検討しているようであるが、できるだけ多くの事業を実施することが地域経済の早期の回復につながるとの発想で、人件費割合等の要件については柔軟な取扱いをしていただきたい。 ・緊急雇用創出事業においては、雇用就業期間は6ヶ月未満で検討しているようであるが、短いことから、1年以下としていただきたい。 ・基金事業の対象については「推奨事業例を参考に都道府県が企画した新たな事業であること。既存事業の振替は不可。」と検討しているようであるが、地域の実情を踏まえ国の対応に先行して前倒しで地方独自に実施した事業については、緊急避難の意味が強いことから、選定にあたっては、広く弾力的に運用を行い、引き続き基金事業での継続実施を認めるなど柔軟な取扱いをしていただきたい。 ・委託事業者が初めて労働者を雇用する場合、労働保険の保険関係成立届や雇用保険の事業所設置届、社会保険の新規適用届など、様々な手続きが必要であることから、事業者に対するきめ細やかな指導と届出受理後の迅速な事務処理に御配慮願いたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別交付税措置の算入率は「財政力に応じて5～8割」とされているが、特に住民に身近な地方において緊急的な取組みを促進するため、算入率を一律8割とするなどの対応をお願いしたい。 	
茨城県	<ul style="list-style-type: none"> ・国の第二次補正予算成立前であっても、閣議決定の12月20日以降に開始する事業については、すべて交付金事業の対象とすること。 ・「ふるさと雇用再生特別交付金」及び「緊急雇用創出事業交付金」事業の円滑な推進を図るため、人件費割合や事業実施の要件等、地域の実情に応じた柔軟な対応について配慮すること。 		
栃木県	<ul style="list-style-type: none"> ・県の予算編成や議会の日程に配慮して交付額をはじめとした制度の具体的内容を早期に明らかにするとともに、自由度の高いものとされたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・なるべく幅広い事業が対象となるよう、基礎数値の報告時期を遅らせて頂きたい。 	
群馬県	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用創出事業の迅速な実施のため、諸手続きの簡素化や事業要件の緩和を図ること(例：事業選定のための地域基金事業協議会設置の見直し、基金事業終了後の事業継続性など) 	<ul style="list-style-type: none"> ・財源超過団体にも特別交付税が配分されるよう配慮すること 	

	ふるさと雇用再生特別交付金、緊急雇用創出事業交付金の配分、事業要件及び運用等に関する提案・要請	年末年始等における離職者等への対応に係る特別交付税措置に関する提案・要請	その他
埼玉県	<p>現下の緊急事態に迅速かつ効率的に対応し効果を発揮するため、都道府県の自由度を高め、事務手続きを簡素化すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画の策定、実施事業の選定等に「地域基金事業協議会（仮称）」の調査審議が必要になっていることの再検討等。 ・両交付金の事業要件の弾力化 ・受託事業として実施しやすいように「事業に従事する全労働者に占める新規雇用の割合」を緩和すること。 ・多種多様な業者が受託できるように「事業費に占める人件費の割合」を緩和し、資材費をある程度計上出来るようにすること。 		
千葉県	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治体の予算・議会の日程に配慮し、制度詳細を早期提示すること ・過去に実施された緊急地域雇用創出特別基金事業のように、事業費に占める人件費の割合、事業に従事する者の失業者の割合が高すぎると、効果的・効率的な事業実施に支障が生じるので要件緩和をすること ・基金条例は、全国共通の取り扱いが必要なので、前回同様、国において作成例を示すこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急雇用・居住確保対策等の対応をした場合には、特別交付税において所要の措置を講じること 	<ul style="list-style-type: none"> ・二次補正予算における経済対策については、（当該分野における事業の執行にあたっては、民間企業や関係団体との調整が不可欠であることから、）事業実施期間の確保の観点から年度繰越し等について配慮いただくこと
東京都			<ul style="list-style-type: none"> ・国の「新たな経済対策（生活対策）」に関する緊急要望 ・地方自治体への確実な財源措置（不交付団体を含め事業を実施するすべての団体に對して交付金による財源措置を講ずること等） ・中小・小規模企業等に対する緊急保証に係る区市町村認定体制への支援 ・雇用セーフティネット強化対策 ・地域における雇用機会の創出にあたっては、「ふるさと雇用再生特別交付金」による事業の仕組みや実施条件等の設定において、地域の実情や実施主体となる地方自治体の自主性を尊重するような柔軟な制度設計とすること ・地域金融機関の自己資本比率に係る算定基準の緩和 ・原材料価格高騰対応等緊急保証制度に係る業種指定要件の緩和及び指定業種の拡大
神奈川県	<ul style="list-style-type: none"> ・予算、議会の日程に配慮し、制度詳細を早期提示すること ・「事業に従事する全労働者に占める新規雇用の失業者等の割合」が高すぎると、業者が受託事業を現実に実施しにくいことが想定されるので、業者が受託事業を実施することが可能な要件となるよう緩和すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・普通交付税の不交付団体であっても、緊急雇用・居住確保対策等の対応を実施した場合には、特別交付税において所要の措置を講じること 	
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> ・国による制約を極力排除し、地方自治体が創意工夫し、その地方の特色を生かした雇用対策を打ち出すことができるよう柔軟な制度設計を行うこと（厚労省 H21.1.13） 		<ul style="list-style-type: none"> ・急激な円高の是正や為替相場の安定などの金融の健全化・安定化に関する緊急提言（財務省・経産省・中企庁・内閣府 H20.11.27） ・北海道・東北知事会を代表して ・タクシー事業者の経営維持・存続に関する緊急要望書の提出（国交省 H20.11.27） ・タクシーの安全・安心な運行確保に関する要望書の提出（厚労省 H20.12.2） ・「緊急保証制度」における特定業種の拡大に関する要望書の提出（経産省・中企庁 H20.12.25） ・雇用保険制度の充実強化を図り、失業等給付に係る基本手当日額や給付日数を大幅に拡大すること（喫緊に提案・要請する予定）（厚労省 H21.1.13）
富山県	<ul style="list-style-type: none"> ・交付金事業の実施によって早期に県民の雇用が確保されるよう、制度詳細を早期に提示すること ・「人件費割合」や「事業に従事する全労働者に占める新規雇用の失業者等の割合」が高すぎると、業者が受託事業を実施しにくいことが予想されるので、業者が容易に受託事業を実施することができるよう緩和すること ・「緊急雇用創出事業」と「ふるさと雇用再生特別交付金」は、同じ2次補正予算に盛り込まれている事業にも関わらず、雇用契約期間や自治体の直接雇用の要件が異なる。例えば「ふるさと」については、雇用契約期間を6か月未満も可能とするとともに自治体の直接雇用も可能とするなど、同一的な運用が出来るように改善すること ・特別交付税措置で行った事業について、両交付金事業の対象として継続実施できるようにすること ・補正予算成立前に雇用情勢の悪化に伴い実施した自治体単独事業について、両交付金事業の対象とし、遡って適用できるようにすること 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急雇用等の事業を実施した場合には、特別交付税において所要額全額の措置を講じること 	
石川県	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用期間、賃金水準、人件費比率の弾力運用、さらには今年度分の雇用創出事業から基金の充当を認めるなど地方が使いやすい制度設計 		<ul style="list-style-type: none"> ・離職者の緊急入居先として、廃止決定済の雇用促進住宅についても対象に拡大 ・トライアル雇用制度の年齢要件撤廃等制度の拡充 （本県で要望していた中小企業緊急雇用安定助成金の支給要件のさらなる緩和については、12/19に雇用量要件が撤廃された。）

	ふるさと雇用再生特別交付金、緊急雇用創出事業交付金の配分、事業要件及び運用等に関する提案・要請	年末年始等における離職者等への対応に係る特別交付税措置に関する提案・要請	その他
福井県			<p>(1)雇用失業情勢に係るデータの早期公表等について 各都道府県の求人倍率や求人・求職の動向などのデータを早期に速報として公表すること 都道府県や市町村が雇止め等をされた非正規労働者の生活支援を行うため、国が把握している情報の共有化を図ること</p> <p>(2)雇用対策の早期実施および拡充について 雇用保険の対象とならない失業者への支援の充実(雇用保険の支給・加入条件の更なる緩和、給付日数の延長上乘せ) 離職者に対する職業訓練の拡充(ポリテクセンターおよび都道府県の委託訓練数の拡充)</p> <p>(3)信用保証制度の見直しについて 緊急保証制度の対象を全業種に拡大し、融資手続きの円滑化を図ること 全国信用保証協会連合会の基金を十分に造成するとともに、同連合会の信用保証協会に対する損失補償割合を拡充すること 緊急保証制度の無担保枠(8,000万円)を拡大するなど、資金繰りの円滑化対策を強化すること</p> <p>(4)廃止決定された雇用促進住宅の活用および家賃減額について 住居を失った離職者で当座の資金のない方を支援するため、廃止決定された雇用促進住宅も入居対象とし、低廉な家賃に減額すること</p> <p>(5)離職者の生活支援の充実について 生活福祉資金貸付制度(離職者支援資金)の利率(3%)を引き下げる</p>
山梨県	<ul style="list-style-type: none"> ・推奨事例を速やかに提示すること ・「年末年始等における離職者等への対応に係る特別交付税措置に関する提案・要請」で実施する事業を継続する場合も、対象事業とすること 		
長野県	<ul style="list-style-type: none"> ・事業要件などを早期に明らかにしていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・措置の詳細について早期に明らかにしていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国緊急経済対策を早期に実行していただきたい。
岐阜県			<p>外国人離職者等に関する緊急要望の実施(要望内容は次のとおり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の体制整備(緊急支援策「総合支援プラン(仮称)」の早急な策定と実行。多言語化等による外国人への情報提供の実施) ・帰国支援(帰国希望の外国人が速やかに帰国できるようチャーター便運航の働きかけ。帰国希望者への失業手当一括支給の緊急処置) ・子どもの教育(ブラジル人学校等への財政支援、外国人子弟の公立学校受入れのための態勢強化と不就学児童に対する支援制度の創設) ・住居対策(派遣会社が斡旋していた民間アパート等に引き続き住み続けられるような支援措置の実施) ・雇用対策(日本語習得のための講習の実施と地域で行われる日本語講座に対する財政支援。地域で行われる技能養成講習(介護人材の育成など)に対する助成制度の創設)
静岡県	<ul style="list-style-type: none"> ・予算、議会の日程に配慮し、制度詳細を早期に提示すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体が行う取組については、これを幅広く特別交付税措置の対象とすること 	
愛知県	<ul style="list-style-type: none"> ・予算、議会の日程に配慮し、制度の詳細を早期に提示すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・普通交付税の不交付団体であっても、緊急雇用・居住確保対策等の対応を実施した場合には、特別交付税において所要の措置を講じること。 	
三重県	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の事務的負担が最小限になるよう手続き等の簡素化にご配慮いただきたい。 		
滋賀県	<ul style="list-style-type: none"> ・予算、議会の日程に配慮し、制度詳細を早期に提示すること。 ・「事業に従事する全労働者に占める新規雇用の失業者等の割合」が高すぎることや、法人格を有していないと対象とならないことであれば、事業を実施しにくいので、業者が事業を実施しやすい要件設定を行うこと。 		

	ふるさと雇用再生特別交付金、緊急雇用創出事業交付金の配分、事業要件及び運用等に関する提案・要請	年末年始等における離職者等への対応に係る特別交付税措置に関する提案・要請	その他
京都府	<p>ふるさと雇用再生特別交付金については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伝統産業などのものづくり分野をはじめとする中小企業等の雇用環境の改善等を図るため、地域の特性に応じた弾力的な運用が図れるようにすること ・事業の委託方法については、地域基金事業協議会（仮称）が優れたものとして採択したものについては、随意契約を可能にするなど、弾力的な運用が図れるようにすること ・事業費に占める人件費割合などの要件について、地域の実情に応じて、弾力的な運用が図れるようにすること <p>緊急雇用創出事業については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働者の雇用・就業期間については、1年未満の範囲内であれば更新可能とすること ・多くの求職者の方に就業の機会を提供できるよう、就業支援事業、職業訓練事業など、幅広い事業を対象とすること ・事業費に占める人件費割合などの要件について、地域の実情に応じて、弾力的な運用が図れるようにすること（平成20年12月25日要望済み） <p>さらに、緊急雇用創出事業の「生活・就労相談支援事業」については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県内の複数の施設や機関が連携して事業を実施する場合にも、基金の活用を可能とすること ・京都府においては、京都労働局・ハローワークとも一体となって「京都ジョブパーク」を開設しているが、このような既存施設で新規事業を展開する場合にも、基金の活用を可能とすること ・例えば、保育ルームの設置や資格取得等の能力開発に係る費用の助成・負担等、生活支援策や能力開発等に要する必要経費について、基金の活用を可能とすること。（平成21年1月7日要望済み） 		
大阪府	<ul style="list-style-type: none"> ・現下の厳しい雇用情勢に対処するための緊急的な措置という趣旨にかんがみ、また、地域の実情に応じた効果的な事業展開が図れるよう、人件費割合や雇用就業期間等の事業実施要件を緩和していただきたい。 		<ul style="list-style-type: none"> ・労働者派遣法の改正審議にあたっては、現下の情勢を踏まえて、派遣労働者の保護と雇用の安定の充実について、特に留意していただきたい。 また、地域において労働力の適切な移動が図れるよう、地方が行なう職業訓練や職業紹介等にかかる財源を確保するとともに、介護福祉分野等において人材が確保できるよう、介護報酬など関係制度を見直していただきたい。
兵庫県	<ul style="list-style-type: none"> ・早急に補正予算を成立させ、かつ都道府県への配分を決定すること。 ・緊急雇用創出事業において原則不可とされている雇用契約の更新について柔軟に対応すること。 ・緊急雇用創出事業において県、市町が直執行する場合の事業について制限を設けないこと。 ・ふるさと雇用再生特別交付金において事業の継続性の要件について柔軟に対応すること。 ・補助金の交付申請等の事務手続きの簡素化を図ること。 ・ハローワークとの連携による生活・就労相談事業について、既存の取組みを活用できるように柔軟に対応すること。 		
奈良県	<ul style="list-style-type: none"> ・交付金の限度額の算定に当たっては、昨今の雇用情勢の変動だけでなく、恒常的な雇用情勢についても十分加味されたい。 ・緊急雇用創出事業交付金では、県の直接実施の事業も対象とされているが、民間事業者が雇用した場合に対する県の給付金、奨励金等の補助事業も、直接雇用の範囲内とみなされたい。 ・「人件費割合」、「事業に従事する全労働者に占める新規雇用の失業者等の数の割合」について、受託事業としての実現可能性を考慮した要件となるよう緩和されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急的な措置として、特別交付税で対応されることは時宜を得たものではあるが、当該特別交付税に係る財源は、別枠で確保し、確実に措置すること。 	
和歌山県	<ul style="list-style-type: none"> ・予算、議会の日程に配慮し、制度詳細を早期提示すること。 ・ふるさと雇用再生特別交付金と緊急雇用創出事業交付金の配分の変更（「ふるさと雇用」の減額、「緊急雇用」の増額） 		
鳥取県	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治体の予算編成作業、議会の日程に配慮し、制度詳細を早期提示すること。 ・緊急を要する地方の実情や被雇用者の立場にたった対応を可能にするなど、柔軟に対応できる制度設計とすること。 <p>（例）・地方が先行して同趣旨の雇用創出事業を実施した場合における事後の財源充当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと雇用再生特別交付金事業における委託事業以外への拡大 ・事業費に占める人件費割合の緩和等 	<ul style="list-style-type: none"> ・本特別交付税措置の対象は、国の「2次補正」における「緊急雇用創出事業交付金」及び「ふるさと再生特別交付金」による対策が可能となるまでの年末年始等において、地方自治体が緊急・臨時的に実施する離職者等の緊急雇用・居住確保のため必要と認められる対策等に要する経費となっているが、対象となる実施期間（始期及び終期）や基礎数値の考え方が不明であり、早急に具体的な算入基準等を示すこと。 ・あわせて、特別交付税措置の対象となる事業・経費及び実施期間については、できる限り幅広く措置すること。 	

	ふるさと雇用再生特別交付金、緊急雇用創出事業交付金の配分、事業要件及び運用等に関する提案・要請	年末年始等における離職者等への対応に係る特別交付税措置に関する提案・要請	その他
島根県	<ul style="list-style-type: none"> ・予算、議会の日程を考慮し、制度の詳細を早期に提示すること ・「ふるさと雇用再生特別交付金」については、継続して事業が実施されることが前提であるため、人件費以外の事業費がある程度必要である。事業内容によっては、人件費比率が高すぎると実施しにくいことも想定されるため、要件の緩和を検討されたい。 ・「緊急雇用創出事業交付金」に対するニーズの方が高いが、予算規模が小さいため、想定される交付額では、十分な雇用創出ができないことが懸念される。追加の予算措置等についての検討も必要。 		
岡山県			
広島県	<ul style="list-style-type: none"> ・予算、議会の日程に配慮し、制度詳細を早期提示すること ・「事業に従事する全労働者に占める新規雇用の失業者等の割合」が高すぎると、業者が受託事業を現実に実施しにくいことが想定されるので、業者が受託事業を実施することが可能な要件となるよう緩和すること ・国の対応が遅れたことに伴い、やむを得ず県において先行的に実施した事業を平成20年度実施の基金事業として認定できるようにすること 		
山口県	<ul style="list-style-type: none"> ・早期に国補正予算を成立させ、速やかな事業実施に努めること ・地方の実情に応じた柔軟な事業要件の設定 ・事業計画書等、事務手続きの簡素化 	<ul style="list-style-type: none"> ・国の対策に先行して実施している地方公共団体の対策に対する交付税措置の確実な実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・早期に国補正予算を成立させ、新たな雇用対策を早急に実施すること
徳島県	<ul style="list-style-type: none"> ・地方における「事業の早期着手」を可能とするため、国の予算成立後は、速やかに交付金の交付決定を行うこと ・地域の創意工夫に基づき、雇用創出の効果が上がるよう、可能な限り、事業実施要件を緩和すること ・両交付金により造成する基金をトータル枠として捉え、それぞれの基金間で弾力的な運用ができる制度設計とすること 		<ul style="list-style-type: none"> ・「地域活性化・生活対策臨時交付金」の制度設計について 国の平成20年度第2次補正予算において措置される予定である「地域活性化・生活対策臨時交付金」について、地方が柔軟かつ機動的に活用し、地域活性化につながる幅広い施策に対応できる制度とするため、制度設計にあたっては以下のとおり配慮を願いたい。 (1) 交付金対象事業の実施期間を平成21年度までとせず、延長を認めること (2) 交付対象事業として「緊急地方道路整備臨時交付金事業」の地方負担相当分についても充当を可能とすること (3) 実施計画の内容変更を柔軟に認めること ・新たに農林水産業に従事する者について、雇用保険の給付対象とするよう、雇用保険制度の見直しを図ること。 ・「農林水産業の担い手確保」に有効な国の既存事業を充実強化のうえ、継続実施するとともに、「担い手研修生」の受け入れ条件を充実させるため、「住宅手当支給に対する助成制度」を整備すること。 ・中小企業の資金繰り支援の充実 緊急保証制度の対象業種の拡大について 中小企業の視点に立った資金繰り支援を一層強化するため、当面、緊急保証制度の対象業種には法令上の「保証対象外業種」や「中小企業性の薄い業種」を除く全ての業種を指定するなど適切な措置を講じること 中小企業信用保険制度における保険料率の軽減について 緊急保証制度に基づく保証承諾実績が急増していることを踏まえ、信用保証協会が適正かつ積極的に中小企業向け融資に対応できるよう、緊急保証制度に関連する「普通保険」及び「無担保保険」の保険料率の軽減措置を講じること 政府系金融機関の融資制度の充実について 政府系金融機関においても、中小企業の資金繰りの円滑化を図るため、借換制度の導入をはじめ融資制度の一層の充実を図ること
香川県	<ul style="list-style-type: none"> ・県の予算や議会日程に配慮し、制度詳細を早期に提示すること。 ・2次補正予算案の成立後速やかに事業計画書を提出することとなっているが、事業計画提出のための地域基金事業協議会の設置、開催経費などのについては交付金事業の対象とすること。 ・全国的な共通認識を図るため、厚生労働省においてQ & Aを都道府県へ随時メール送信するなどの体制整備を図ること。 		

	ふるさと雇用再生特別交付金、緊急雇用創出事業交付金の配分、事業要件及び運用等に関する提案・要請	年末年始等における離職者等への対応に係る特別交付税措置に関する提案・要請	その他
愛媛県	<p>自治体がふるさと雇用再生特別交付金、緊急雇用創出事業交付金に先行して実施する雇用対策事業への交付金の充当を認めること</p> <p>また、交付金事業として実施しなかった雇用対策事業についても、継続して実施する場合に交付金事業へ移行できるようにすること</p> <p>「事業に従事する全労働者に占める新規雇用の失業者等の割合」が高すぎると、業者が委託事業を現実に実施しにくいことが想定されるので、業者が委託事業を実施することが可能な要件となるよう緩和すること</p> <p>「事業費に占める人件費割合」が高すぎると、事業執行に係る事務的経費が確保できず、地域のニーズに迅速に対応できる雇用対策として取り組みにくいことから、要件を緩和すること</p> <p>【参考】交付金事業適用条件（厚生労働省案）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「事業費に占める人件費割合」が概ね8割以上であり、かつ、「事業に従事する全労働者に占める新規雇用の失業者等の割合」が概ね4分の3以上 ・「事業費に占める人件費割合」が概ね7割以上であり、かつ、「事業に従事する全労働者に占める新規雇用の失業者等の割合」が概ね85%以上 <p>システム開発の場合は、それに伴う保守管理費についても交付金の対象とすること</p>	<p>従来の制度にとらわれず、離職者等を直接雇用した場合など具体的に対象を明示した上で、充当率を10割にするなどの手厚い措置を講じること</p> <p>本来措置されるべき特別交付税に影響を及ぼさないよう配慮すること</p> <p>離職者等への対応に係る特別交付税措置の対象となる期間など制度の詳細を早期に明示すること</p> <p>これまでにない特別な要因である離職者対応分への措置額を明示すること</p>	<p>訓練手当の国負担（現行1/2）及びジョブカフェ事業について、都道府県に対する財政支援措置を拡充・強化すること</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> 離職者に対する職業訓練の拡充について厚生労働省に要望（本県実施済み） 中小企業に対する金融支援の充実強化について中小企業庁・金融庁に要望（本県実施済み）
高知県	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと、緊急雇用：早期の予算化・実施を希望する。なお、交付額の算定に当たっては、7道県等、従前より極めて雇用情勢の厳しい地域への厚い支援を希望する。また、実施にあたって、事務の簡素化はもとより要件の設定や事業計画の見直し（当初計画に対する変更申請）についても柔軟な対応を希望する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回新たに対応している施策については、全て特別交付税において所要の措置を講じること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国の1次補正で実施する「緊急地域共同就職支援事業」については、事業を委託する民間団体への財政負担が生じないよう特段の配慮をお願いする。（20年度事業については精算払いのため、受託団体が多額の経費を一時的に自己資金でまかなう必要がある）
福岡県	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治体の予算、議会の日程に配慮し、制度詳細を早急に提示すること ・特にふるさと雇用再生特別交付金事業において、目的に沿った事業運営や円滑な雇用創出が可能となるよう、事業計画全体の事業費に占める人件費割合を見直すこと ・地域実情や自治体の重点分野に対応した事業を実施できるよう、地域基金事業協議会における事業計画の承認を見直すこと ・国会成立を待たずして、都道府県への交付金の配分額を早急に示すこと 		
佐賀県	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと雇用再生特別交付金及び緊急雇用創出事業交付金については、地方自治体が国の補正予算成立前に開始した事業についても、遡及して対象事業とすること。 ・ふるさと雇用再生特別交付金及び緊急雇用創出事業交付金については、広域連合や一部事務組合などを市町村と同等に実施主体の対象とするなど、弾力的に取り扱うこと。 ・ふるさと再生特別交付金については、地方公共団体による直接雇用も可能とすること。 ・緊急雇用創出事業交付金については、6か月間の雇用後の更新も可能とすること。 ・事務費、広報費については、地方自治体の必要額を措置すること。 		<ul style="list-style-type: none"> ・地域活性化・生活対策臨時交付金については、交付限度額3割とされている基金への積立金の上限を撤廃すること。 ・地方における雇用対策を地域の実情に即した効果的なものとするよう、国（厚生労働省）においても積極的に協力すること。また、失業等に関する情報を地方自治体に積極的に開示、提供すること。
長崎県	<ul style="list-style-type: none"> ・交付金の配分に当たっては、有効求人倍率などを基礎として、雇用情勢が厳しい自治体への重点配分となるよう配慮願いたい。 ・用途については、真に長期の継続的な雇用に繋がるような弾力的な運用を認めるとともに、雇用情勢の厳しさや産業構造の特徴などの地域特性を踏まえ柔軟に対応できる取り扱いをお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・離職者等の対象範囲については、非正規労働者や中高年齢者等となっているが、今回の雇用情勢悪化以前からの失業者（求職者）も含むこととしていただきたい。雇用対策の現場では、雇用情勢悪化以前と以後の者との区分（対応差）を設けることはできない。 ・対象事業の居住確保について、本来徴収すべき家賃収入と実際の家賃収入との差（減額）が生じた場合、当該収入不足分も対象経費に含むこととしていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業金融対策の強化 <p>昨年10月31日から実施されている緊急保証制度に対応して、本県においては12月3日に「長崎県中小企業経営緊急安定化対策資金」を創設し、運転資金として貸付利率1.8%、償還期間10年以内（うち据置1年以内）と設定したところ、12月だけで約1500件、199億円の申し込みがなされており、県のみでは貸付枠の限界が早晩くることが懸念される。</p> <p>国におかれても同様に日本政策金融公庫によるセーフティネット貸付を強化して実施されているところであるが、貸付条件においてさらに緩和する余地があると思われるので、セーフティネット貸付の償還期間のさらなる延長、並びに貸付利率の引き下げをお願いしたい。</p>
熊本県	<ul style="list-style-type: none"> ・事業要件や運用については、できるだけ速やかな雇用創出が図られるよう配慮すること。 ・ふるさと雇用再生特別交付金については、緊急雇用創出事業交付金に比べて、事業の立ち上げや運営に多くの経費を要するため、人件費比率の下限を低めに設定すること。 		

	ふるさと雇用再生特別交付金、緊急雇用創出事業交付金の配分、事業要件及び運用等に関する提案・要請	年末年始等における離職者等への対応に係る特別交付税措置に関する提案・要請	その他
大分県	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと雇用再生特別交付金に係る事業については、例示にある地域ブランド商品の開発や販路開拓を行う場合、緊急雇用創出事業に比べ複雑で高度な事業内容となることが想定されることから、人件費のほかに試作材料費や旅費など様々な経費を要することが考えられる。最大限の事業効果を上げるため、緊急雇用創出事業交付金と同じ要件となっている 人件費割合と、全労働者に占める新規雇用の失業者等の割合に関して、弾力的な運用ができるよう要件の緩和を要請する。 ・ふるさと雇用再生特別交付金による事業においては、地域によっては事業を受託できる団体・企業などが無い場合も考えられることから、民間企業等への委託に限定することなく、市町村など地方公共団体が直接実施できるよう要請する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・年末年始等に緊急臨時的に実施した地方の雇用対策については、厳しい地方財政の状況を考慮して、地方の負担が生じないよう特別交付税措置を講じるよう要請する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次補正予算、予算関連法案等の早期成立により、一日も早い雇用対策事業の実施を要請する。 ・公共事業の実施による雇用創出を要請する。
宮崎県	<ul style="list-style-type: none"> ・県の予算・議会の日程に配慮し、制度詳細の早期提示を要望。 	<ul style="list-style-type: none"> ・所要の措置を講じること 	
鹿児島県	<ul style="list-style-type: none"> ・予算、議会の日程に配慮し、制度詳細を早期提示すること ・都道府県が策定する事業計画全体の要件は、全国一律ではなく、地域の実情に応じて地方自治体が設定できるよう緩和すること。 ・実施事業については、既存事業であっても雇用拡大の認められるものについては、交付金事業として認めること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急雇用・居住確保対策等の対応を実施した場合には、特別交付税において所要の措置を講じること 	
沖縄県	<ul style="list-style-type: none"> ・予算、議会の日程に配慮し、制度詳細を早期提示すること。 ・「事業に従事する全労働者に占める新規雇用の失業者等の割合」が高すぎると、業者が受託事業を現実に実施しにくいことが想定されるので、業者が受託事業を実施することが可能な要件となるよう緩和すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・居住安定確保等に資するため、地方公共団体が要望する特別交付税額を確実に確保し、交付申請の手続きを簡素・簡略化すること。 	

5 市町村及び民間等での主な取組み

北海道	<ul style="list-style-type: none"> ・正職員の採用前倒し（千歳市）、臨時職員として直接雇用（札幌市、旭川市、函館市、千歳市、北斗市）、臨時作業員として直接雇用（北斗市、標茶町、幕別町）、市営住宅の提供（札幌市、函館市、千歳市、北斗市）、生活資金貸付（旭川市）、雇用相談会開催（札幌市）、相談窓口設置(札幌市、幕別町)
青森県	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急対策本部等の設置（青森市、弘前市、八戸市、三沢市、平川市） ・相談窓口の設置（青森市、弘前市、八戸市、三沢市、平川市、青森県信用保証協会等） ・臨時職員としての採用（青森市、弘前市、三沢市） ・新規公共事業の発注（青森市、弘前市） ・緊急保証制度に関する年末対応（青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市、東北町）
岩手県	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時職員として直接雇用（紫波町、花巻市、北上市、遠野市、奥州市、金ヶ崎町、釜石市、山田町、二戸市） ・市町村営住宅の提供（山田町ほか） ・相談窓口設置（盛岡市ほか17市町村）
宮城県	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時職員として直接雇用，市町村営住宅の提供，相談窓口の設置（調査中）
秋田県	<ul style="list-style-type: none"> ・県内25市町村のうち10市で緊急対策本部を設置。主な対策は、臨時職員の雇用、相談窓口の開設、融資制度の拡充など。
山形県	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の35市町村中19市町で雇用対策本部等を設置（1月7日現在） ・臨時職員として50人を雇用する予定（最長3ヶ月）（米沢市）
福島県	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時職員として直接雇用（福島市、郡山市、いわき市、白河市、伊達市、二本松市、相馬市、西郷村、相馬商工会議所） ・市町村営住宅の提供（福島市、いわき市、相馬市） ・家賃補助（泉崎村） ・公共事業の前倒し発注（喜多方市）
茨城県	<ul style="list-style-type: none"> ・生活福祉資金の貸付に関する特別相談の実施（茨城県社会福祉協議会） ・介護・福祉人材の無料職業紹介特別相談の実施【茨城県社会福祉協議会（茨城県福祉人材センター）】 ・臨時職員としての直接雇用（笠間市ほか） ・市営住宅の提供（筑西市）
栃木県	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時職員の採用を行う市町は8団体（足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、那須烏山市、大田原市、都賀町） ・公営住宅の提供を行う市町は8団体（宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、日光市、大田原市） ・緊急経済対策本部を設置した市町は9団体（宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、真岡市、那須烏山市、那須町） ・その他制度融資の拡充、公共事業の追加実施 など
群馬県	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時職員の直接雇用（前橋市、高崎市、桐生市、太田市、館林市、富岡市、みどり市、大泉町） ・公営住宅の提供（前橋市、高崎市、桐生市、藤岡市、みどり市、大泉町） ・中小企業融資の拡充（伊勢崎市、太田市、館林市、みどり市） ・公共事業の早期発注（高崎市等） ・雇用・生活・金融等相談窓口設置（前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、館林市、みどり市、大泉町） ・その他ノホームヘルパー資格取得助成（太田市）、外国人相談窓口で職業紹介（伊勢崎市）、生活資金最大30万円貸与(藤岡市)
埼玉県	<ul style="list-style-type: none"> ・さいたま市：約1000人を臨時職員として採用。今月下旬に採用する予定。窓口業務や定額給付金の配布作業の手伝いなどを検討中。対象者は昨年10月以降に解雇された市内在住の失職者。1日6時間、週5日勤務の6か月契約で、時給830円。計7300万円の人件費を補正予算に組み込みワークシェアリング（分業）で雇用を生み出す。また、社員寮などを退去させられた失職者のために、職員住宅など21戸を正規家賃の半額で貸し出す。入居期間は原則6か月間。 ・川口市：20人程度を臨時職員として来年3月まで順次採用。事務補助、ごみ収集などで時給は830～1220円。市営住宅など12戸を最長3か月間、約1万5000円程度の家賃で貸す。 ・行田市：契約途中で解雇された非正規労働者16人を臨時職員として採用する。一般事務補助、公園作業、埋蔵文化財出土整理、遺跡発掘等。時給830円～850円 ・越谷市：10人程度を時給910円でパソコンデータの入力作業などで臨時雇用する。1月中旬～3月末までで、時給910円。対象は、市内在住で11月以降に会社の業績悪化により解雇された60歳未満（3月31日現在）の人。 ・熊谷市：10月以降に事業所を解雇された市民約50人を12月27日～31日の5日間臨時雇用。時給900～1000円、市が指定する蚩保全地区の除草作業、埋蔵文化財の整理作業を行う。5日間で最大3万5000円 ・狭山市：平成22年度採用予定の正規の技術職員を前倒しで募集（2人）
千葉県	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時職員として直接雇用（千葉市、館山市）、市営住宅等の提供（千葉市、旭市、匝瑳市、千葉県住宅供給公社）、公共工事発注（柏市）、労働相談の実施（千葉市）
東京都	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時職員募集（羽村・昭島・日野・武蔵村山） ・緊急相談窓口設置（立川） <p style="text-align: right;">ほか多数</p>
神奈川県	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時職員として直接雇用（横浜市、川崎市、平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、厚木市、大和市、相模原市、小田原市） ・市営住宅の提供（横浜市、藤沢市、大和市） ・「失業対策ホットライン」の設置（藤沢市）、「緊急労働相談ホットライン」の設置（秦野市） ・相談窓口設置(藤沢市、厚木市、相模原市)

新潟県	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急経済会議等の開催（新潟市（主催：新潟市）、三条市・燕市（合同）（主催：三条市・燕市）、長岡市（主催：長岡商工会議所）、上越市（主催：上越市）） ・金融対策の拡充（新潟市、長岡市、上越市、三条市、燕市、小千谷市、十日町市、柏崎市、五泉市、南魚沼市、糸魚川市、佐渡市） ・臨時職員の採用（新潟市（30人程度）、長岡市（50人程度）、上越市（80人程度）、南魚沼市（10～20人程度）、十日町市（30人）、妙高市（検討中）、聖籠町（10数人）、上越国際スキー場（冬季従業員の雇用数を例年より200人程度多い1600人程度とする）、J A えちご上越（10人）） ・市営住宅の提供（新潟市、長岡市、上越市、南魚沼市、妙高市） ・休日相談窓口設置（第四銀行、北越銀行、新潟信用金庫、三条信用金庫、新潟商工会議所、信用保証協会） ・離職者等を雇用した事業所に対する助成金の交付（十日町市（実施決定）、柏崎市（検討中））
富山県	<ul style="list-style-type: none"> 市町村 ・臨時職員等での直接雇用（高岡市、氷見市、滑川市、砺波市、射水市、上市町、立山町 実施予定・検討中含む） ・市営住宅の提供（富山市、魚津市、滑川市 実施予定含む） ・中小企業金融の要件緩和等（富山市、高岡市、氷見市、黒部市、射水市、上市町、立山町） ・年末における公共事業等の支払い業務（富山市、小矢部市） ・年末における相談窓口等での対応（富山市、高岡市、魚津市、氷見市、小矢部市、射水市） ・障害者雇用支援推進員、高齢者職業相談室の設置（富山市） ・役場庁舎内に職業紹介責任者（有資格者）を配置し、ハローワーク求人情報を提供（入善町）民間等 ・年末年始に住居退去を余儀なくされた非正規労働者向けに、無料で住居（宇奈月若者自立塾）・食事を提供（特定非営利活動法人教育研究所） ・宇奈月若者自立塾に対する支援物資（米、ネギ、タオル等）の提供（J A、黒部市地産地消促進協議会、宇奈月温泉旅館組合ほか） ・社員住宅の空き部屋を無料で提供（北信運輸㈱）
石川県	<ul style="list-style-type: none"> <地方公共団体> 職員等に緊急雇用、解雇離職者に公営住宅賃借 ・臨時職員の採用（金沢市、小松市、能美市） ・市営住宅の提供（金沢市、能美市） ・相談窓口の設置（県内各市町）
福井県	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時職員として直接雇用等（鯖江市）、中小企業向け金融特別相談窓口の設置（福井市）、緊急融資相談窓口の設置（県信用金庫協会） 新聞報道より
山梨県	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の設置（甲府市、山梨市、甲州市、北杜市、笛吹市、南部町、富士河口湖町、鳴沢村） ・就職相談窓口の設置（N P O 法人）
長野県	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部の設置、各種相談窓口の設置、生活資金の融資、公営住宅の提供、中小企業融資制度の拡充、公共投資の追加等
岐阜県	<ul style="list-style-type: none"> ・失業者等を市で直接雇用する予定（大垣市：約30人、高山市：約50人、関市：約10人、瑞浪市：約5名） ・失業者等の就職を支援（関市：5人程度を林業従事者として森林組合等に斡旋） ・年末等生活困窮者等相談窓口の設置（中津川市、可児市） ・外国人相談窓口の設置（大垣市、美濃加茂市、可児市、関市） ・市営住宅の提供（岐阜市：6戸、大垣市：10戸、関市：7戸、中津川市：12戸、瑞浪市：6戸） ・美濃加茂国際交流協会と市内N P O 団体、教会及び市民有志による外国人緊急支援活動（食料、衣料品、義援金等の募集と配布） ・可児市国際交流協会による外国人自らが取り組む緊急支援活動への支援活動（食料、義援金等の募集と配布） ・関市内の企業（人材派遣会社）による自社派遣社員への食料配給（米、インスタントラーメン） ・可児市内の企業（人材派遣会社）による介護現場での外国人の就職支援（ホームヘルパー講座開設）
静岡県	<ul style="list-style-type: none"> ・年末年始の中小企業・雇用等臨時相談窓口の設置（掛川市、伊東市、御殿場市）、電話労働・就職相談を開設予定（静岡市）、離職者等への市営住宅の提供（浜松市）、事業所への雇用維持・確保要請（富士市、静岡市）、離職者を臨時職員として採用（静岡市、浜松市、藤枝市）
愛知県	<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅の提供（予定を含む） 名古屋市（30戸）、豊橋市（6戸）、岡崎市（8戸）、一宮市（5戸）、刈谷市（4戸）、安城市（5戸）、大口町（20戸） ・臨時職員の採用（予定を含む） 名古屋市（150人）、一宮市（15人）、刈谷市（20人）、豊田市（100人）、安城市（15人）、犬山市（10人）、江南市（10人）、知立市（10人）、岩倉市（10人）、大口町（8人）、三好町（15人） ・空き寮(家)の提供 中部アウトソーシング協同組合（35戸）、中駒産業(30戸) ・家財道具の提供 近藤産興(テレビ、ストーブ、ポット各70台、洗濯機50台を上述の県営住宅への一時入居者に対して提供)
三重県	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時職員として直接雇用（桑名市、伊賀市）、外国語対応可能な相談窓口設置（松阪市、鈴鹿市、伊賀市）、市営住宅を提供（四日市市、松阪市、鈴鹿市、伊賀市）
滋賀県	<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅の提供（近江八幡市、東近江市） ・生活・雇用緊急対策会議の設置、臨時職員25人の新規雇用、市営住宅の提供（高島市）
京都府	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用機会の確保のため、来春採用予定の市職員を追加募集（京田辺市、木津川市） ・今後1年間にグループ全体で新たに1万人を雇用（エムケイ）
大阪府	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市：雇用創出方策や就職困難者対策等を検討する庁内組織である「大阪市雇用施策推進本部」に、「緊急雇用対策部会」を設置するとともに、庁内に「緊急経済対策本部」を設置。また、解雇された派遣社員等に市営住宅を提供 ・堺市：1月下旬、「堺雇用推進会議」設立予定。堺市、経済団体、労働団体と対策機関を設置し、今後、参加機関の調査資料を基に現状を分析し、年度内に取り組む緊急対策、2009年度予算に反映する対策、関係機関が中長期的に講じる対策の3種類に分けて提言をまとめていく。 ・東大阪市：市のほか民間のオブザーバーで構成する「緊急経済・雇用対策連絡会議」を設置し、企業支援や雇用確保に向けた取組を検討していく。
兵庫県	<ul style="list-style-type: none"> ・12月29日・30日の金融相談実施（神戸市、姫路市、尼崎市、加古川市ほか） ・臨時職員の採用予定（神戸市、三田市、姫路市、豊岡市ほか）
奈良県	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急経済対策検討会の設置（大和郡山市）、市町内の中小企業に対し、緊急融資制度の実施（橿原市、田原本町）
和歌山県	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急雇用対策として来年度採用職員の追加募集（和歌山市）

鳥取県	<ul style="list-style-type: none"> ・市制度融資の拡充（無利子融資制度を新たに創設(21年3月までの時限措置)）(鳥取市、倉吉市) ・臨時職員として直接雇用(鳥取市、倉吉市、米子市、境港市、琴浦町) ・公営住宅の提供、家賃減免等(鳥取市、米子市、倉吉市、琴浦町) ・地域振興券の発行(大山町、北栄町)
島根県	<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅の提供(松江市) ・相談窓口の設置(松江市、安来市、出雲市、斐川町)
岡山県	<ul style="list-style-type: none"> ・県の予算編成、県議会の日程に配慮し制度詳細を早期に提示すること。
広島県	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時職員として直接雇用(広島市、福山市)、公営住宅の提供(広島市)、緊急相談窓口の設置(各市町)
山口県	<ul style="list-style-type: none"> ・総合相談窓口の設置(下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、岩国市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市) ・市営住宅の提供(下関市、防府市、岩国市、柳井市、周南市、山陽小野田市、宇部市(12月29日まで)) ・臨時職員として直接雇用(下関市、宇部市、防府市、美祢市、山陽小野田市)
徳島県	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時職員の雇用の検討 ・中小企業向け融資額の増額 ・緊急保証に係るセーフティネット認定事務の迅速化・臨時窓口の設置 ・公営住宅の提供 ・緊急庁内課長会議の設置 ・地域雇用創造協議会等を活用した官民による対策検討 ・地域活性化・生活対策臨時交付金を活用した身近なインフラ整備等の検討 ・緊急雇用創出事業等を活用した雇用創出対策の検討
香川県	
愛媛県	<p>【緊急雇用対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・派遣労働者等の削減が相次ぐ今治市において、20名程度を最長1年間、市の臨時職員として雇用予定 ・新居浜市において、来年度に予定していた技術系と消防の職員募集を1月に前倒して実施(3名程度) ・民間の警備会社が失業者を含め、30人を正社員として求人募集 ・民間のコールセンターが失業者を含め、50人の新規雇用を計画 <p>【中小企業対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町、信用保証協会、商工団体において、融資制度に係る年末の臨時相談窓(市町においてはセーフティネット保証の認定業務を含む。)を設置
高知県	
福岡県	<ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅提供(北九州市、福岡市、飯塚市、田川市) ・臨時職員として直接雇用予定(飯塚市)
佐賀県	<ul style="list-style-type: none"> ・伊万里市では、住民税申告受付や確定申告書のパソコン入力、市民図書館の蔵書整理業務などの業務のために2月から2か月間臨時採用するため今月7日から募集を開始した。 ・佐賀市は、河川の維持補修や林道整備などの業務での直接雇用により70人、新規雇用を前提に市の事業を発注する取組で最大250人の雇用創出に取り組む。 ・国立大学法人佐賀大学では、学内での清掃作業や図書館での図書整理などの業務に10人の臨時職員の募集を7日開始した。
長崎県	<ul style="list-style-type: none"> ・市町営住宅の提供(長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、五島市、西海市、江迎町、新上五島町)
熊本県	<ul style="list-style-type: none"> ・18自治体が「緊急雇用対策本部」などの庁内組織を設置済み(15自治体)又は設置予定(3自治体)。[平成20年12月26日時点] ・22自治体が、相談窓口の設置、臨時職員の緊急雇用、公営住宅への優先入居、管内企業への雇用状況等の調査及び雇用確保の要請活動、中小企業者に対する信用保証料の補給、雇用促進奨励金の交付等の取組を実施又は実施予定。既存施策の活用を含む。[平成20年12月26日時点]
大分県	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体による臨時職員としての直接雇用(3市1町:大分市・別府市・杵築市・日出町) ・市営住宅や市宿泊施設の提供(9市:大分市・別府市・中津市・佐伯市・豊後高田市・杵築市・宇佐市・豊後大野市・国東市) ・自治体における相談窓口設置(8市1町:大分市・別府市・中津市・豊後高田市・杵築市・宇佐市・由布市・国東市・日出町) ・民間企業等による雇用の拡大(警備、タクシー、ビルメンテナンス、ホテル等) ・民間企業による寮の無償提供
宮崎県	<ul style="list-style-type: none"> ・離職者や中小企業支援の相談窓口設置(宮崎市、都城市、延岡市、日向市、日南市、えびの市、清武町、門川町、国富町、北郷町) ・市町村営住宅の提供(宮崎市、都城市、延岡市、日向市、日南市、小林市、えびの市、西都市、新富町、門川町) ・経済危機特別奨学支援制度:来年度の授業料全額免除(高梁学園運営の九州保健福祉大学)
鹿児島県	<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅の提供(鹿児島市、鹿屋市、霧島市)、民間住宅の紹介(鹿屋市)、臨時職員の雇用(鹿児島市、鹿屋市、出水市)、相談窓口の設置(鹿児島市、鹿屋市、霧島市)、新規雇用を条件とした工事発注や業務委託(鹿屋市)、技能(IT、福祉等)取得研修(鹿屋市)、信用保証料の助成(霧島市)、奨学資金貸付の追加(霧島市)、ホームヘルパー資格講座の開設及び費用負担(霧島市)、市税や保育料の減免【検討中】(出水市)、緊急生活支援相談所の設置(出水市)
沖縄県	<ul style="list-style-type: none"> ・県内市町村において、緊急雇用対策として臨時職員を採用する方針を決定または検討する動きが広がっている。 ・県内では、厳しい金融・経済環境に置かれている中小・小規模企業者の年末金融対策として、国が創設した「原材料価格高騰対応等緊急保証制度」等の電話相談のため、12月29日、30日の9時から17時まで次の機関において対応した。那覇市、沖縄市、南城市、沖縄県観光商工部経営金融課、沖縄県信用保証協会、那覇商工会議所、沖縄県商工会連合会、沖縄総合事務局経済産業部中小企業課